全国社会福祉協議会

平成27年度版
（平成27.4.1～）保育所専用パンフレット

保育所の損害補償の手引

社会福祉施設総合損害補償

（賠償責任保険・個人情報取扱事業者賠償責任保険・学校契約団体傷害保険・普通傷害保険・労働災害総合保険・約定履行費用保険・動産総合保険）

保育所における事故や賠償責任を補償します。

セットプラン

基本セット補償
天災セット補償

プラン1
保育所業務の補償

①基本補償
（オプション1 地域子育て支援拠点事業等補償）
（オプション2 保育所の借用不動産賠償事故補償）
②個人情報漏えい対応補償
③保育所の什器・備品損害補償

プラン2
保育所利用者の補償

①園児の傷害事故補償
②来園者の傷害事故補償
③園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3
保育所職員の補償

①保育所職員の労災上乗せ補償
②保育所職員の傷害事故補償
③保育所職員の感染症罹患事故補償

ご加入手続きは、簡単便利なインターネットから！
本文35ページ参照

平成26年12月16日（火）受付開始

ふくしの保険　検索

このパンフレットは保育所経営者の皆様のために作成したものであり、制度の概要を説明したものです。

保険期間：平成27年4月1日～平成28年4月1日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

目　　次

「保育所の損害補償」の特色 …… 2
「保育所の損害補償」の概要 …… 3
大切なお知らせ …… 4
セットプランの内容
　基本セット補償　天災セット補償 …… 7
個別プランの内容
　プラン1　保育所業務の補償
　　①基本補償 …… 9
　　オプション1　地域子育て支援拠点事業等補償 …… 12
　　オプション2　保育所の借用不動産賠償事故補償 …… 14
　　②個人情報漏えい対応補償 …… 15
　　③保育所の什器・備品損害補償 …… 19
　プラン2　保育所利用者の補償
　　①園児の傷害事故補償 …… 21
　　②来園者の傷害事故補償 …… 23
　　③園児送迎車搭乗中の傷害事故補償 …… 25
　プラン3　保育所職員の補償
　　①保育所職員の労災上乗せ補償 …… 27
　　②保育所職員の傷害事故補償 …… 29
　　③保育所職員の感染症罹患事故補償 …… 31
一問一答 …… 33
取扱要領（加入手続き、内容確認） …… 35
　①インターネットによる加入手続き …… 37
　②加入依頼書による加入手続き …… 47
　③異動等の手続き …… 49
　④インターネットによる保険料（掛金）試算方法 …… 52
　⑤加入者証・異動証の様式 …… 53
契約概要と注意喚起情報 …… 55
事故発生時の対応 …… 61
保険制度（商品内容等）に関するお問合せ先一覧 …… 63
事故報告送付先・事故に関するお問合せ先一覧 …… 64
事故報告書 …… 66

「保育所の損害補償」の特色

1 保険契約者は社会福祉法人 全国社会福祉協議会（全社協）です。

この制度は、認可保育所が加入申込者となり、認可保育所を被保険者として全国社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する団体契約となっています。

2 団体契約のため有利な補償と割安な保険料（掛金）です。

スケールメリットを活かした団体契約ですので、個別契約より割安な保険料（掛金）で加入できます。

3 加入対象は認可保育所です。

加入対象は全国社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会（各種別協議会など）の会員で児童福祉法に基づき認可された保育所を運営している社会福祉法人等です。認可外保育所はご加入いただけません。
※社会福祉法人等が運営している認定こども園は加入できます。

4 地域子育て支援拠点事業や保育所地域活動事業などの特別保育事業も対象となります。

5 保険料の支払猶予があります。

法人会計上、止むを得ず保険料（掛金）のお振込みが4月1日以降となる場合は、4月30日（木）までお振込みが猶予できます。

6 いつからでも中途加入は可能です。

至急で加入されたい場合には、保険料（掛金）送金日の翌日からの補償も可能です。

「保育所の損害補償」の概要

「保育所の損害補償」は社会福祉施設向けの総合補償制度として、以下の内容で構成されています。
プラン1は保育所業務における賠償責任を総合的に補償するためのプランで、賠償責任保険のほか、見舞費用補償等も充実しております。プラン2は保育所利用者向けの傷害（ケガ）の補償で、施設の過失の有無を問わず保険金をお支払いできるのが特徴です。プラン3は保育所職員向けの補償で、政府労災の上乗せ補償や業務中の傷害保険等をご用意しております。各プランの加入の組み合わせは自由で、各保育所（法人）様に合った制度設計ができます。

平成27年度プラン

		プラン概要	保険料算出のために必要な事項
セットプラン		**基本セット補償（P. 7）** ・基本補償と園児の傷害事故補償をセットにしたプランです。	対象保育所の定員数
		天災セット補償（P. 7） ・大型基本補償と園児の傷害事故補償（天災危険補償）をセットにしたプランです。	
個別プラン	プラン1 保育所業務の補償	**①基本補償（P. 9）** ・保育所（法人）等が、施設管理や業務に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。 NEW オプション1　地域子育て支援拠点事業等補償（P.12）※ ・施設業務（サービス）以外の事業等に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。 オプション2　保育所の借用不動産賠償事故補償（P.14）※ ・業務に使用する借用不動産が偶然な事故により破損し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の補償です。	（基本補償） 対象保育所の定員数 （オプション1） 対象事業の事業収入 （オプション2） 借用不動産の数、構造
		②個人情報漏えい対応補償（P. 15） ・園児等の個人情報が漏えいし、保育所（法人）等に賠償責任が発生する場合（もしくは発生するおそれがある場合）の補償です。	対象保育所の定員数
		③保育所の什器・備品損害補償（P. 19） ・保育所（法人）等の什器・備品について、幅広い範囲で補償します。偶然な事故のほか、園児等による破損も補償の対象となります。	対象保育所の定員数
	プラン2 保育所利用者の補償	**①園児の傷害事故補償（P. 21）** ・保育所管理下中に園児が、傷害（ケガ）を負った場合の補償です。	（園児の傷害補償） 対象保育所の定員数 （来園者） 年間延べ来園者数
		②来園者の傷害事故補償（P. 23） ・園児・職員以外の地域子育て支援拠点事業等の参加者が施設内において傷害（ケガ）を負った場合の補償です。	
		③園児送迎車搭乗中の傷害事故補償（P. 25） ・保育所送迎車に搭乗中の園児等が、傷害（ケガ）を負った場合の補償です。	対象自動車の法定乗車定員数
	プラン3 保育所職員の補償	**①保育所職員の労災上乗せ補償（P. 27）** ・政府労災の上乗せ補償（法定外補償）となります。	政府労災の申告職員数
		②保育所職員の傷害事故補償（P. 29） ・補償対象とした保育所職員が業務従事中に傷害（ケガ）を負った場合の補償です。	前年度延べ出勤日数
		③保育所職員の感染症罹患事故補償（P. 31） ・役員、職員の業務に起因する感染症に罹患した場合の補償です。	常勤・非常勤の職員数
各プランの加入の組み合わせは自由です!!※			

※プラン1 ー①オプション1「地域子育て支援拠点事業等補償」、プラン1 ー①オプション2「保育所の借用不動産賠償事故補償」、プラン2 ー②「来園者の傷害事故補償」は、単独での加入はできません。詳細は各プランのページをご参照ください。

大切なお知らせ

1 27年度の主な改定

(1) プラン1 ー①オプション2　保育所の借用不動産賠償事故補償の新設

保育所業務のために借用する建物（不動産）が、保育所の責めに帰すべき偶然な事故により損壊した場合において、建物の貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによる損害を補償するオプションを新設しました。（詳細は14ページ参照）

補償金額

自己負担額0円

ご加入タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
支払限度額	1,000万円	2,000万円	3,000万円

年額保険料（掛金）

ご加入タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
耐火構造	3,820円	4,290円	4,570円
非耐火構造	6,360円	7,140円	7,610円

2 ご加入はインターネットで！

●保険料は自動計算なので間違いなし！
●簡単に加入でき、加入依頼書の記入、郵送の必要なし！
●年度の中途加入もいつでも手続き可能！
●加入申込画面で印刷、仮保存が可能！
●初めての加入（新規）でもご利用が可能！

加入手続きには「インターネット」による方法と「加入依頼書」（手書き）による方法があります。（詳細についてはP.37、P.47をご参照ください。）

3 保険料の支払猶予について

・法人会計上、止むを得ず保険料（掛金）のお振込みが4月1日以降になる場合は、4月30日(木)までお振込みが猶予できます。（詳細は36ページ参照）

4 こころとからだホットラインのご案内

「保育所の損害補償」にご加入いただいた全法人(保育所)が、健康・医療相談、メンタルヘルス相談、その他日常生活に関する相談等をフリーダイヤルで受付けるサービス「こころとからだホットライン」を利用できることとなりました。職員の皆さまの福利厚生にご活用ください。

施設職員向けサービス

損保ジャパン日本興亜「保育所の損害補償」無料電話相談サービス

サービスメニュー

メディカル&生活関連サポートサービス

- 健康・医療相談
- 介護相談
- 育児相談
- 健康管理相談
- 健康チェックサポート
- 予約制専門医相談
- 医療機関情報提供
- 公的給付相談(予約制)
- 法律・税金相談(予約制)

メンタルヘルスサービス

- メンタルヘルス対面カウンセリング(予約制)
- メンタルヘルス電話カウンセリング
- メンタルITサポート(Webストレスチェック)

人事労務担当者向けサービス

損保ジャパン日本興亜「保育所の損害補償」無料電話相談サービス

サービスメニュー

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師、看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般についての質問にお答えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師、看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制設備全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師、看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお答えします。

お電話によるご相談

フリーダイヤル 0120−810−632

ご利用方法

(1)0120-810-632(フリーダイヤル)へ電話をお架けください。
(2)オペレーターがお名前、法人名、相談内容を伺いますのでお答えください。
(3)オペレーターが相談内容に応じた専門スタッフに電話をおつなぎします。
(4)専門スタッフが相談内容を詳しくお伺いし、丁寧に応対します。
このサービスは損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社が提供しており、ご相談者のプライバシーは固く保護されています。

こころとからだホットライン サービス内容

メディカル＆生活関連サポートサービス（24時間・365日）

健康・医療相談
健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

介護相談
介護全般に関する悩みや相談にお答えします。

育児相談
育児全般に関する悩みや相談にお答えします。

健康管理相談
栄養・食事相談
栄養や食事に関する相談にお答えします。
薬に関する相談
薬に関する悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポート
人間ドック紹介
人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。
郵便検診
忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介します。
検診結果相談
検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

予約制専門医相談
「健康・医療相談」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談（予約制）いただくことが可能です。

医療機関情報提供
緊急時の医療機関情報の提供
夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄の医療機関の情報をご提供します。
専門医療機関情報の提供
地域の専門医療機関情報をご提供します。
女性医師情報の提供
女性医師情報をご提供します。
高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関情報の提供
高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関に関する情報をご提供します。
転院・患者移送手配サービス
転院・患者移送業者の活用の相談ならびに手配に関する情報をご提供します。

公的給付相談
社会保険労務士が公的給付に関する相談にお答えします。（予約制）

法律・税金相談
弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関する相談にお答えします。（予約制）

メンタルヘルスサービス

メンタルヘルス対面カウンセリング
全国約150カ所のカウンセリング拠点にて、対面でのカウンセリングを行います。（予約制）

対面	・1回約50分 （年間5回まで） ・予約受付は平日 9：00～22：00 土曜10：00～20：00 ※日祝・年末年始（12/29～1/4）を除く

メンタルヘルス電話カウンセリング
臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関する相談に電話で応対します。

電話	・利用時間　平日 9：00～22：00 土曜10：00～20：00 ※日祝・年末年始（12/29～1/4）を除く ・回数制限なし

メンタルITサポート（Webストレスチェック）
損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス社ホームページからストレスチェックを実施できます。
（24時間・365日）
ご利用方法
（1）URL　http://www.snhs.co.jp/　にアクセスしてください。
（2）画面をスクロールし、最下部左側にある「保険ご加入者向けサービス　ストレスチェックはこちら」をクリックしてください。（右図参照）
（3）共通ID欄にsjrousai（半角小文字）と入力してログインしてください。
（4）「チェックを始める」をクリックして実施してください。質問数は57問で所要時間は5 ～ 10分程度です。

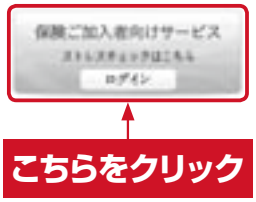

セットプランの内容

このプランは、保育所等が施設管理や施設業務などに起因する事故により、法律上賠償責任を負った場合の補償と、園児が保育所管理下中に急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合の補償を組み合わせたものです。

基本セット補償
賠償補償と園児の傷害事故補償をセットにしたプランです。

天災セット補償
大型賠償補償と園児の傷害事故補償(天災危険補償)をセットにしたプランです。

地震・噴火または
これらによる津波による
傷害もお支払いできます。

補償金額

下表の賠償事故の各補償に対する自己負担額はありません。

		基本セット補償	天災セット補償
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	1億円・7億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	1,000万円	1,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	見舞費用	1事故→10万円限度／免責金額なし うち見舞金・見舞品 1名につき→5万円	
園児の傷害事故に対応	死亡保険金	121.2万円	108万円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%	
	入院保険金(1日あたり)	1,700円	1,500円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	通院保険金(1日あたり)	1,100円	1,000円
	天災補償	なし	あり

※保育所で提供した飲食物等による事故は、1事故補償限度額(7億円または10億円)が年間のお支払い限度額となります。
※見舞費用は賠償責任が最終的に発生する場合は、損害賠償金に充当されます。
※指定管理を受託された保育所(法人)で、被保険者、保険金額についてのご相談は、福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお願いします。

年額保険料

		基本セット補償	天災セット補償
	定員数	年額保険料	年額保険料
賠償事故補償	1～10名	17,300円	21,300円
	11～20名	18,500円	22,800円
	21～30名	19,700円	24,300円
	31～40名	20,900円	25,800円
	41～50名	22,700円	28,000円
	51～60名	23,900円	29,500円
	61～70名	25,100円	31,000円
	71～80名	26,300円	32,500円
	81～90名	27,500円	33,900円
	91～100名	29,300円	36,200円
	以降150名まで1~10名増ごとに	1,200円	1,500円
	151名以降1~10名増ごとに	1,420円	1,800円
		＋	＋
園児の傷害事故補償	園児1名あたり	870円(1口)	1,190円(1口)

(2口まで加入できます)

お支払いする保険金

〔賠償事故補償〕

	お支払いする事故	お支払いする保険金
対人賠償 対物賠償	・保育所の業務に起因して第三者の身体・財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合 ・施設建物、設備の欠陥や管理の不備に起因する事故 ・被保険者の業務（サービス）遂行中、または業務の遂行に起因する事故	（1）法律上の賠償責任に基づく損害賠償金など ①身体事故の場合…治療費・休業損失・慰謝料など ②財物事故の場合…修理費・再調達費用など ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 ③人格権侵害事故の場合・・・慰謝料など （2）被害者に対する応急手当、緊急処理費用 （3）訴訟になった際の訴訟費用や弁護士報酬（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）
受託・ 管理財物賠償	・受託物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合 ・被保険者が一時的に使用・管理する利用者、第三者等の財物の損壊・紛失・盗難などの事故	
生産物賠償	・被保険者の占有を離れた生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故	
昇降機賠償	・昇降機を所有、使用または管理することによって生じた偶然な事故	
人格権侵害	・業務の遂行（口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為など）に起因して人格権を侵害し法律上の損害賠償責任を負った場合	
初期対応費用	・業務上の事故が生じたことにより、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合	事故現場の保存費用や担当者の派遣費用など事故発生時の迅速な初期対応にかかる費用。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。（社会通念上妥当な費用に限ります。）
見舞費用	・業務等を遂行することにより、他人が死亡したり入院・通院を要した場合で、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合	身体事故が発生した場合で、被害者に対して事故初期にお見舞品やお見舞金として充当する費用。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。（社会通念上妥当な費用に限ります。）

〔園児の傷害事故補償〕

死亡保険金	保育所管理下中の急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に法定相続人にお支払いします。すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その障害の程度に応じて死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） 〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） 〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 ×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

※死亡保険金、後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡の保険金額を限度とします。
※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約をセットしています。
※手術保険金のお支払いは、1事故につき1回の手術に限ります。

対象となる業務 …P.9をご覧ください
対象となる事故 …P.9、P.21をご覧ください
被保険者（補償の対象となる方） …P.9、P.21をご覧ください
保険金をお支払いする主な場合 …P.11をご覧ください
保険金をお支払いできない場合 …P.11、P.22をご覧ください

個別プランの内容

プラン1の構成

プラン１ 保育所業務の補償

■プラン１－①　基本補償（P.9）
- ●オプション１ 地域子育て支援拠点事業等補償（P.12）
- ●オプション２ 保育所の借用不動産賠償事故補償（P.14）

■プラン１－②　個人情報漏えい対応補償（P.15）

■プラン１－③　保育所の什器・備品損害補償（P.19）

プラン1－① 基本補償

―賠償責任保険―

このプランは、保育所等が施設管理や施設業務などに起因する事故により法律上の賠償責任を負った場合の補償です。

※学童保育は「しせつの損害補償」（**一般施設用**）での加入になります。
※基本補償では保育所事業以外の「訪問・相談等事業（地域子育て支援拠点事業等）」は補償対象となりませんのでご注意ください。

対象となる業務

社会福祉法人等が運営する認可保育所が行っている事業（サービス）が対象となります。

〈対象となる事業（サービス）〉
- ・認可保育所事業
- ・特別保育事業に基づく延長保育、一時保育、乳児保育、障害児保育、休日保育

※本プランの詳細等重要な事項は、
P.55「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。

対象となる事故

保育所の施設管理または職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物等により、園児・保護者やその他第三者の身体に障害を与えた場合、または財物に損害を与えた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等の合計金額を保険金としてお支払いします。

※保育所が実施する施設業務（サービス）の定員の合計人数で加入します。ただし、保育所事業以外の「訪問・相談等事業」（地域子育て支援拠点事業等）は補償対象外となります。

※保育所事業以外の「訪問・相談等事業」を補償対象とする場合はオプション1「地域子育て支援拠点事業等補償(P.12)」にご加入ください。
※「受託・管理財物賠償」、「人格権侵害」に関する損害についても、法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。

被保険者（補償の対象となる方）

・保育所　・役員、職員　・パートタイマー、実習生

保育所に登録され活動する業務補助者（ボランティアスタッフ等）は保育所（法人）の職員とみなしますが、直接保育所の指導・監督下にない場合は補償の対象となりません。

お支払いする保険金

	お支払いする事故	お支払いする保険金
対人賠償 対物賠償	・保育所の業務に起因して第三者の身体、財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合 ・施設建物、設備の欠陥や管理の不備に起因する事故 ・被保険者の業務（サービス）遂行中、または業務の遂行に起因する事故	(1)法律上の賠償責任に基づく損害賠償金など ①身体事故の場合…治療費・休業損失・慰謝料など ②財物事故の場合…修理費・再調達費用など ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 ③人格権侵害事故の場合・・・慰謝料など (2)被害者に対する応急手当、緊急処理費用 (3)訴訟になった際の訴訟費用や弁護士報酬（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）
受託・ 管理財物賠償	・受託物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合 ・被保険者が一時的に使用・管理する利用者、第三者等の財物の損壊・紛失・盗難などの事故	
生産物賠償	・被保険者の占有を離れた生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故	
昇降機賠償	・昇降機を所有、使用または管理することによって生じた偶然な事故	
人格権侵害	・業務の遂行（口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為など）に起因して人格権を侵害し法律上の損害賠償責任を負った場合	
初期対応費用	・業務上の事故が生じたことにより、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合	事故現場の保存費用や担当者の派遣費用など事故発生時の迅速な初期対応にかかる費用。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。（社会通念上妥当な費用に限ります。）
見舞費用	・業務等を遂行することにより、他人が死亡したり入院・通院を要した場合で、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合	身体事故が発生した場合で、被害者に対して事故初期にお見舞品やお見舞金として充当する費用。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。（社会通念上妥当な費用に限ります。）

補償金額

下表の各補償に対する自己負担額はありません。

	基本補償
対人賠償（1名・1事故）	**1億円・7億円**
対物賠償（1事故）	**1,000万円**
受託・管理財物賠償（期間中）	**200万円**
うち現金補償限度額　（期間中）	**20万円**
人格権侵害（期間中）	**1,000万円**
初期対応費用（期間中）	**500万円**
見舞費用	**1事故→10万円限度／免責金額なし** **うち見舞金・見舞品　1名につき→5万円**

※保育所で提供した飲食物等による事故は、1事故補償限度額（7億円）が年間のお支払い限度額となります。
※見舞費用は賠償責任が最終的に発生する場合は、損害賠償金に充当されます。
※指定管理を受託された保育所（法人）で、被保険者、保険金額についてのご相談は、福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお願いします。

〔具体例〕

定員数（認可）100名、実人数125名、一時預り保育
→一時預り保育で
・定員がある場合　通所125名 ＋ 一時預り保育の定員で加入
・定員がない場合　通所125名 ＋ 一時預り保育の年間事業収入でオプションで加入

年額保険料（掛金）

保険期間1年

定員(注)	年額保険料
1～ 10名	17,300円
11～ 20名	18,500円
21～ 30名	19,700円
31～ 40名	20,900円
41～ 50名	22,700円
51～ 60名	23,900円
61～ 70名	25,100円
71～ 80名	26,300円
81～ 90名	27,500円
91～100名	29,300円
101～110名	30,500円
111～120名	31,700円
121～130名	32,900円
131～140名	34,100円
141～150名	35,300円

保険期間1年

定員(注)	年額保険料
151～160名	36,720円
161～170名	38,140円
171～180名	39,560円
181～190名	40,980円
191～200名	42,400円
201～210名	43,820円
211～220名	45,240円
221～230名	46,660円
231～240名	48,080円
241～250名	49,500円
251～260名	50,920円
261～270名	52,340円
271～280名	53,760円
281～290名	55,180円
291～300名	56,600円

保険期間1年

定員(注)	年額保険料
301～310名	58,020円
311～320名	59,440円
321～330名	60,860円
331～340名	62,280円
341～350名	63,700円
351～360名	65,120円
361～370名	66,540円
371～380名	67,960円
381～390名	69,380円
391～400名	70,800円
以降1名～10名増ごと	1,420円

(注)定員を超える場合は実人員数でご加入ください。一時保育、保育所分園などの園児数も加えてください。

保険金をお支払いする主な場合

・保育所の園児室の床に段差があり、それを放置していたところ、園児が転倒し腕を骨折した。
・保育所で提供した飲食物が原因で食中毒が発生し、園児が入院した。
・保育所内の遊具の設置状況に不備があり、園児が転落し、足を骨折した。

保険金をお支払いできない主な場合

「対人賠償、対物賠償、初期対応費用、見舞費用」
・補償対象者の故意によって生じた賠償責任
・自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用、管理に起因する賠償責任
・保育所の新築・改築・修理等の工事に起因する賠償責任
・昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変によって生じた賠償責任
・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
・医師・看護師等の専門的職業人の行う医療行為等の専門的職業行為に起因する賠償責任
・保育所の職員が業務従事中に被った身体の傷害に起因する賠償責任
・直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質、または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物またはこれらの特性に起因する損害。　など

「受託・管理財物賠償」
・補償対象者の故意によって生じた賠償責任
・保育所の職員が所有または私用に供する財物に与えた損害に起因する賠償責任
・宝石、貴金属、証書、印紙、切手、骨董品、設計書などの損害に起因する賠償責任
・受託物の自然の消耗、かし、ネズミ喰い、虫喰いなどに起因する賠償責任
・受託物が寄託者（受託物の所有者）に引渡された日から30日以後に発見された損害に起因する賠償責任
・現金の紛失に起因する賠償責任　など

「人格権侵害」
・補償対象者の故意によって生じた賠償責任
・犯罪行為に起因する賠償責任
・雇用、解雇に起因する賠償責任
・広告・宣伝・出版・放送活動に起因する賠償責任　など

オプション1 地域子育て支援拠点事業等補償

—賠償責任保険—

このプランは保育所が行っている事業（サービス）以外の地域子育て支援拠点事業等の事業に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。

加入条件

オプション1「地域子育て支援拠点事業等補償」のご加入は、セットプランまたはプラン1-①基本補償へ加入している保育所が対象となります。
（オプション1のみの加入はできません。）

対象となる業務

社会福祉法人等が運営する認可保育所が行っている以下の事業（サービス）等を対象とします。

＜対象となる主な事業（サービス）＞

＜児童福祉法関連事業＞
- 地域子育て支援拠点事業
- 地域子育て支援センター

＜児童福祉法非関連事業＞
- 市区町村が独自に補助金を出して実施する各種事業・施設独自で運営する各種事業
  例）特別保育事業に該当しない一時預り事業、各種相談、教室事業など

※上記に記載がない事業については、福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご確認ください。

対象となる事故

※本プランの詳細等重要な事項は、
P.55「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。

保育所の管理または職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物等により、園児・保護者やその他第三者の身体に障害を与えた場合、または財物に損害を与えた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等の合計金額を保険金としてお支払いします。

※「受託・管理財物賠償」、「人格権侵害」に関する損害についても、法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。

被保険者（補償の対象となる方）

・保育所　・役員、職員　・パートタイマー、実習生

保育所に登録され活動する業務補助者（ボランティアスタッフ等）は保育所（法人）の職員とみなしますが、直接保育所の指導・監督下にない場合は補償の対象となりません。

お支払いする保険金

	お支払いする事故	お支払いする保険金
対人賠償 対物賠償	・保育所の業務に起因して第三者の身体、財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合 ・施設建物、設備の欠陥や管理の不備に起因する事故 ・被保険者の業務（サービス）遂行中、または業務の遂行に起因する事故	（1）法律上の賠償責任に基づく損害賠償金など ①身体事故の場合…治療費・休業損失・慰謝料など ②財物事故の場合…修理費・再調達費用など ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 ③人格権侵害事故の場合・・・慰謝料など （2）被害者に対する応急手当、緊急処理費用 （3）訴訟になった際の訴訟費用や弁護士報酬 （損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）
受託・ 管理財物賠償	・受託物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合 ・被保険者が一時的に使用・管理する利用者、第三者等の財物の損壊・紛失・盗難などの事故	
生産物賠償	・被保険者の占有を離れた生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故	
昇降機賠償	・昇降機を所有、使用または管理することによって生じた偶然な事故	
人格権侵害	・業務の遂行（口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為など）に起因して人格権を侵害し法律上の損害賠償責任を負った場合	
初期対応費用	・業務上の事故が生じたことにより、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合	事故現場の保存費用や担当者の派遣費用など事故発生時の迅速な初期対応にかかる費用。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。（社会通念上妥当な費用に限ります。）
見舞費用	・業務等を遂行することにより、他人が死亡したり入院・通院を要した場合で、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合	身体事故が発生した場合で、被害者に対して事故初期にお見舞品やお見舞金として充当する費用。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。（社会通念上妥当な費用に限ります。）

補償金額

下表の各補償に対する自己負担額はありません。

	基本補償
対人賠償（1名・1事故）	**1億円・7億円**
対物賠償（1事故）	**1,000万円**
受託・管理財物賠償（期間中）	**200万円**
うち現金補償限度額　（期間中）	**20万円**
人格権侵害（期間中）	**1,000万円**
初期対応費用（期間中）	**500万円**
見舞費用	**1事故→10万円限度／免責金額なし うち見舞金・見舞品　1名につき→5万円**

※事業（サービス）で提供した飲食物等による事故は、1事故補償限度額（7億円）が年間のお支払い限度額となります。
※見舞費用は賠償責任が最終的に発生する場合は、損害賠償金に充当されます。

加入方法

補償対象とする事業の直近会計年度（4月1日加入の場合は平成25年度）の合計年間事業収入にて算出します。
（新規事業は、予算などの計画数値で算出してください。）

＜計算例＞
地域子育て支援拠点事業　　年間事業収入　1,316万円（千円以下切り捨て）
オプション合計保険料　1,316（万円）× 4円　＝　5,264円（円位四捨五入）
≒　5,260円

年額保険料（掛金）

対象事業（サービス）の 直近会計年度の合計年間事業収入	1万円あたり　4円

保険金をお支払いできない主な場合

「対人賠償、対物賠償、初期対応費用、見舞費用」
・補償対象者の故意によって生じた賠償責任
・自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用、管理に起因する賠償責任
・保育所の新築・改築・修理等の工事に起因する賠償責任
・昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変によって生じた賠償責任
・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
・医師・看護師等の専門的職業人の行う医療行為等の専門的職業行為に起因する賠償責任
・保育所の職員が業務従事中に被った身体の傷害に起因する賠償責任
・直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質、または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物またはこれらの特性に起因する損害。　など

「受託・管理財物賠償」
・保育所の職員が所有または私用に供する財物に与えた損害に起因する賠償責任
・宝石、貴金属、証書、印紙、切手、骨董品、設計書などの損害に起因する賠償責任
・受託物の自然の消耗、かし、ネズミ喰い、虫喰いなどに起因する賠償責任
・受託物が寄託者（受託物の所有者）に引渡された日から30日以後に発見された損害に起因する賠償責任
・現金の紛失に起因する賠償責任　など

「人格権侵害」
・犯罪行為に起因する賠償責任
・雇用、解雇に起因する賠償責任
・広告・宣伝・出版・放送活動に起因する賠償責任　など

NEW オプション2 保育所の借用不動産賠償事故補償

このプランは、業務に使用するために借用する建物(不動産)が、施設の責めに帰すべき偶然な事故(注)により損壊した場合において、建物の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償するプランです。

(注)火災、落雷、破裂・爆発、水災、盗難、航空機の墜落・接触または航空機からの物体の落下、車両の衝突接触、その他偶然な事故による損害などです。

加入条件

オプション2「保育所の借用不動産賠償事故補償」へのご加入は、セットプランまたはプラン1 ー①基本補償へ加入している保育所が対象となります。**(オプションのみの加入はできません。)**

対象となる事故

保育所が業務に使用するために借用する建物(不動産)が、保育所の責めに帰すべき偶然な事故により損壊した場合において、建物の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して、保険金をお支払いします。

被保険者

・保育所(法人)

お支払いする保険金

(1)損害賠償金
対物賠償　修理費用または再調達に要する費用など
※被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
(2)訴訟費用、弁護士費用、和解に要した費用など
(損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。)

補償金額

自己負担額0円

ご加入タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
支払限度額	1,000万円	2,000万円	3,000万円

年額保険料(掛金)

ご加入タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
耐火構造	3,820円	4,290円	4,570円
非耐火構造	6,360円	7,140円	7,610円

＊建物の構造(耐火・非耐火)が不明の場合は、お手数ですが別途福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

■耐火・非耐火構造
耐火構造:コンクリート造建物・コンクリートブロック造建物・れんが造建物・石造建物・耐火被覆鉄骨造建物・鉄骨造建物・準耐火建築物・省令準耐火建物
非耐火構造:耐火構造に該当しない建物

加入方法

・借用している建物を特定(加入依頼書の「借用不動産」欄に明記して引き受けます。)
・借用している同一建物内に複数の保育所がある場合は、そのいずれかの保育所でタイプを選択します。

保険金をお支払いする主な場合

・保育所で火災が発生したことにより、保育所の貸主より損害賠償請求を受けた。
・保育所内で机を移動させていたところ、窓ガラスにぶつかり破損させてしまったことにより損害賠償請求を受けた。

保険金をお支払いできない主な場合

・借用不動産の修理、改造、取壊し等の工事
・借用不動産の瑕疵
・借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗もしくは性質によるさび、かび変質またはねずみ食いもしくは虫食いその他類似の現象
・被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する賠償責任
・被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任　など

プラン1ー② 個人情報漏えい対応補償

—個人情報取扱事業者賠償責任保険—

このプランは、保育所の園児等の個人情報が漏えいし、保育所に賠償責任が発生する場合、もしくは発生するおそれがある場合の補償です。

加入条件

このプランは、保育所を運営する社会福祉法人等を対象としています。社会福祉協議会は別途専用の制度(「社協の保険」)がありますので、加入はできません。

対象となる事故

保育所の園児等の個人情報が漏えいした場合、保育所に賠償責任が発生する可能性があります。このプランでは個人情報が漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合も含みます。)に被保険者が負担する損害賠償金等をお支払いします。

(注) 個人情報の紛失や行方不明などにより情報漏えいのおそれが生じた場合は、ブランドプロテクト費用保険金がお支払いの対象となります。
企業情報の漏えいも対象となります。

被保険者(補償の対象となる方)

・保育所(社会福祉法人等)

お支払いする保険金

※本プランの詳細等重要な事項は、
P.55「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。

1. 第三者への損害賠償に関する補償 偶然な事由により個人情報を漏えいしたこと、またそのおそれがあることに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者(法人等)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。		法律上の損害賠償金	本人の精神的苦痛に対する慰謝料(漏えいした情報の内容により異なります。)、情報の漏えいにより生じた第三者の経済的な損失に対する損害賠償金など
		弁護士費用等の訴訟費用	弁護士着手金、成功報酬 (損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。)
		争訟対応費用	損害賠償請求に対処するために、保育所(被保険者)が支出した文書作成費用、交通費、宿泊費、事故の原因調査費用などの費用
		求償権保全費用	保育所(被保険者)が他人に損害賠償請求できる場合に、その権利を行使するために支出した費用
		協力費用	損保ジャパン日本興亜が保育所(被保険者)に代わり解決への対応を行う場合に、保育所(被保険者)が協力のために支出した費用
2. 社会福祉法人のブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 被保険者が法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、ブランド価値のき損を縮減する(ブランドプロテクト)ための措置を実施する場合には、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うことを要件として、それらの措置に要する費用について保険金をお支払いします。	ブランドプロテクト費用	メディア対応費用	保育所(被保険者)が謝罪や再発防止に向けた取り組みの公表などを目的として、テレビでの会見や新聞への広告掲載を行うために支出した費用
		クレーム対応費用	被害者への謝罪文の作成・送付、見舞品の購入・送付のために保育所(被保険者)が支出した費用
			被害者から損害賠償請求を受けた場合やデータの開示や利用停止の要求を受けた場合に、その対応のために保育所(被保険者)が支出した費用
		事故対応費用	被害の拡大を防止するために保育所(被保険者)が支出した費用
			対応策等のコンサルティングを受けるために保育所(被保険者)が支出した費用
			原因の調査費用や、アルバイト等の臨時雇入費用などの対応のために臨時に支出する費用
		損害賠償請求費用	保育所(被保険者)が支出した対応費用について、他の事業者に原因があるような場合に、その事業者へ損害賠償請求を行うために保育所(被保険者)が支出する費用

企業情報の漏えいに関する補償

保育所（被保険者）の業務遂行にあたり、偶然な事由により企業情報を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、保育所（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

損害賠償金	争訟費用

※お支払いする保険金に「ブランドプロテクト費用」は含まれません。

補償金額

保険金の種類と期間中てん補限度額	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ
第三者への損害賠償に関する補償 ◯損害賠償保険金　◯争訟対応費用 ◯協力費用　◯求償権保全費用 ◯争訟費用保険金	期間中てん補限度額 500万円	期間中てん補限度額 3,000万円	期間中てん補限度額 5,000万円
ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ◯ブランドプロテクト費用保険金	期間中 50万円	期間中 100万円	期間中 200万円
免責金額	第三者への損害賠償に関する補償とブランド価値のき損を防止縮減するための補償　いずれも0円		

※精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につきブランドプロテクト費用保険金を限度としてお支払いします。
※ブランドプロテクト費用保険金については、縮小てん補割合90％でのお支払いになります。企業情報の漏えいについてはお支払対象外です。
※企業情報が漏えいした場合の第三者への損害賠償に関する補償は1,000万円となります。（免責5万円）

（情報の共同利用について）
被保険者が加入者証記載の施設以外に他の施設を開設し他の施設との間で個人情報を共同利用している場合、個人情報の漏えいがいずれの施設の業務遂行に因るものかが不明であるときは、被保険者が開設し個人情報を共同利用しているすべての施設が損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うべき個人情報取扱事業者賠償責任保険に加入している場合にかぎり、一連の損害賠償請求に起因する損害について、それぞれの施設の最も高い保険金額を限度としてお支払いします。

年額保険料（掛金）

保険期間1年

保育所定員数	年額保険料		
	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ
～50名	10,000円	25,650円	33,250円
51～100名	13,000円	32,300円	41,800円
101～150名	16,000円	38,950円	50,350円
151～200名	19,000円	45,600円	58,900円
以降1名～50名増ごと	3,000円	4,000円	6,000円

※法人一括加入方式にて加入する場合には、運営するすべての施設の定員数の合計で加入してください。
※在籍人数が定員を超える場合は、実人員数でご加入ください。一時保育、保育所分園などの園児数も加えてください。
※地域子育て支援拠点事業など保育所業務（サービス）以外の事業の利用人数や保育所の職員数は合算する必要はありません。

加入方式

個人情報漏えいリスクに幅広く対応しており、施設単位加入方式よりも割安な法人一括加入方式をおすすめします。

次のA・B、2通りの加入方式があります。

A. 法人一括加入方式
社会福祉法人等が運営する同一都道府県内の全ての保育所および事業の個人情報漏えい事故を補償する加入方式です。
※保育所単位に分割して複数の加入依頼書で申し込むこともできます。その場合も法人全ての保育所が同一タイプで加入することが必要です。保険料はそれぞれの保育所ごとに算出しますので法人一括加入より割高になります。（加入依頼書は福祉保険サービスにご請求ください。）

B. 保育所単位加入方式
・加入依頼書の〈保育所(法人）概要〉に記載された合計定員数でご加入いただくことにより、加入保育所(事業）記載欄にご記入いただいた保育所業務（サービス）および「地域子育て支援拠点事業等」のみを対象にして補償する方式です。

B. 保育所単位加入方式で一部の保育所のみ加入した場合、以下のように保険金のお支払いできないケースが発生しますので、ご注意ください。
① 加入依頼書に記載された保育所の業務に起因して発生した個人情報漏えい事故のみが保険金のお支払いの対象となり、加入依頼書に記載のない保育所、法人本部や事務本部など保育所を統括する部門の業務に起因する個人情報漏えい事故は保険金のお支払いの対象となりません。
②個人情報漏えい事故が、いずれの施設の業務に起因するものか特定できない場合には、保険金のお支払いの対象となりません。

加入方式	加入依頼書による手続き		インターネットによる手続き
	プラン1 ー②の定員数	加入方式選択	
A. 法人一括加入方式	法人が運営する全保育所の合計定員数を記入	法人一括加入方式に○印	補償選択ボタンで、法人一括加入方式を選択してください。
B. 保育所単位加入方式	〈保育所(法人）概要〉に記入の合計定員数に一致させて記入	保育所単位加入方式に○印	補償選択ボタンで施設単位加入方式を選択してください。

加入に必要な告知事項

このプランのご加入手続きには、告知事項へのご回答が必要です。
(1)加入依頼書の場合
加入依頼書の回答欄に 1 または 2 を必ずご記入ください。
(2)インターネットの場合
加入依頼書の加入データ入力をする画面にてプラン1 ー②の「告知事項」欄をクリックのうえ告知内容を選択してください。

プラン1 ー② 告知事項	告知内容
過去3か年以内に個人情報の漏えいを本人または第三者から指摘されたことがありますか	1 なし 2 あり

⇨ 左記の告知事項に「2 あり」とご回答の場合、このプランには加入できません。ご加入についてのご相談は、損保ジャパン日本興亜または福祉保険サービスまでお願いします。

〈ご注意〉この告知事項は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款第9条（告知義務）に規定する「保険契約申込書等の記載事項」に該当し、保険契約締結時における告知事項ですので、加入依頼書に必ずご記入ください。
告知内容に事実と異なる記載がある場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合

1. 直接であると間接であるとを問わず次に掲げる事由に起因する損害については保険金をお支払いできません。
   - 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
   - 被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
   - 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
   - 遡及日（補償開始日）より前に行われた行為に起因する個人情報の漏えい
   - 被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
   - 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
   - サーバに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する損害賠償請求
   - 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ

   など

2. 次に掲げる損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いできません。
   - 被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
   - 被保険者が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
   - 被保険者が第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求

   など

3. 被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害については保険金をお支払いできません。
   - 個人データが正確でない、または最新でないことにより加重された賠償責任
   - 被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される個人データを第三者への提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止もしくは削除を行わない、またはそれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任
   - 株主代表訴訟による損害賠償請求
   - 被保険者が他人から企業情報を提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
   - サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する損害賠償請求

   など

プラン1ー③ 保育所の什器・備品損害補償

—動産総合保険—

対象となる事故

保育所建物内の什器・備品一式が補償の対象となります。日本国内でのほとんど全ての偶然な事故による損害(注)を幅広く補償します。一時的に保育所外に持ち出され、使用・管理されている什器・備品も補償の対象となります。

(注)火災、落雷、破裂・爆発、盗難、水災、航空機の墜落・接触または航空機からの物体の落下、車両の衝突接触、その他偶然な事故による損害などです。

※保育所の現金(有価証券・印紙・切手を含みます。)貴重品も補償の対象となります。

〈補償対象となる什器・備品の例と補償対象とならないものの例〉

●補償対象となるもの

パソコン、テレビ、ベッド、花瓶、いす、テント、楽器、マットレス　など

●補償対象とならないもの

自動車、窓ガラス、据付機械・装置、医薬品、植物・動物、園児の持ち込んだおもちゃ、リース品　など

【事故例】

●水災で保育所の一階が水浸しとなり、マットレスが汚損した。

●園児がおもちゃを投げつけて、職員室のパソコンに当たってモニターが壊れてしまった。

被保険者(補償の対象となる方)

・保育所

お支払いする保険金

※本プランの詳細等重要な事項は、
P.55「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。

(1)損害保険金

保険の目的に生じた損害について補償限度額を限度として、その実損害額をお支払いします。

①損害保険金計算の基礎となる保険価額は、損害が発生した時およびその場所における保険の目的の価額(時価)です。

②損害額は全損の場合は時価を基準とし、分損の場合は事故発生直前の状態に戻すために必要な修繕費を基準として決定されます。(修繕費は全損の場合の時価額が限度となります。)

(2)残存物取り片づけ費用

残存物を取り片づける際の実費をお支払いします。ただし損害保険金の10%がお支払いの限度となります。

※残存物取り片づけ費用は損害保険金とは別枠でお支払いします。

(3)修理付帯費用

火災・落雷・破裂・爆発により保険の目的が損害を受けた結果、復旧にあたり保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用を、150万円を限度としてお支払いします。

※修理付帯費用は損害保険金とは別枠でお支払いします。

補償限度額

	定員数	補償限度額	
1事故・1年間（通算）	～200名	500万円	（現金100万円）
	201名～250名	600万円	
	251名～300名	700万円	
	301名～350名	800万円	
	351名～400名	900万円	
	401名～	1,000万円	

※補償限度額は、評価参考資料を基に設定しています。　　自己負担額　1事故3,000円

年額保険料（掛金）

同一法人の場合、同一都道府県内のすべての保育所定員数を合算し、加入することができます。＊保険期間1年

	定員数	年間保険料
保育所の定員数	～50名	24,000円
	51名～100名	32,000円
	101名～150名	40,000円
	151名～200名	48,000円
	201名～250名	58,000円
	251名～300名	68,000円
	301名～350名	77,000円
	351名～400名	87,000円
	401名～	96,000円

※プラン1－①に加入の場合、同定員数でのご加入となります。

保険金をお支払いできない主な場合

・被保険者の故意または重大な過失
・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故
・補償対象物の自然な消耗または劣化
・補償対象物の性質によるさび、かび、変質、蒸れ、腐敗、腐肉、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちまたはねずみ喰いもしくは虫喰い
・補償対象物の欠陥（かし）
・補償対象物の置き忘れまたは紛失、万引き
・詐欺または横領
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
・保育所職員の不誠実行為
・補償対象物の管球類（電球類）の単独損害
・コンピュータの日付データ処理に起因する事故、もしくはデータの損害　　など

プラン2の構成

プラン2 保育所利用者の補償

■プラン2－①　園児の傷害事故補償（P.21）
■プラン2－②　来園者の傷害事故補償（P.23）
■プラン2－③　園児送迎車搭乗中の傷害事故補償（P.25）

プラン2－① 園児の傷害事故補償

―学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約セット)―

対象となる事故

園児が保育所管理下中※に急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合、ケガをした方に保険金をお支払いします。(保育所の過失の有無は問いません。)
O-157や、サルモネラ菌などの細菌性食中毒やウイルス性食中毒(ノロウイルスは経口感染に限る)および熱中症(熱射病・日射病)も補償の対象となります。

※「管理下中」とは
①園内・園外での保育中
②保育所の保育開始前または保育終了後における在園中
③通園途上
④保育所が主催する各種行事などにおける開催場所および開催場所と自宅との通常経路の往復途上
・宿泊を伴う保育および行事は対象となりません。

被保険者(補償の対象となる方)

・園児

お支払いする保険金

※本プランの詳細等重要な事項は、P.55「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。

死亡保険金	保育所管理下中の急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に法定相続人にお支払いします。すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その障害の程度に応じて死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 ×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

※死亡保険金、後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡の保険金額を限度とします。
※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約をセットしています。

加入上の注意

在籍園児の増減員が生じた場合は、その月の増員・減員を翌月1日までにご通知願います。なお、増員・減員にともなう追加返戻保険料は、補償期間末に補償期間在籍平均人数から確定保険料を算出し、追加・返戻を実施させていただきます。
※各月1日までに増員・減員のご通知がない場合はそれまでのご加入園児数に変更がなかったものとして確定保険料を算出します。

補償金額

	1口あたりの補償額（10口限度）
死亡保険金	103万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4％～100％
入院保険金（1日あたり）	800円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金（1日あたり）	500円
天災補償	なし

年額保険料（掛金）

保険期間1年

園児1名 1口あたりの保険料	520円

【加入の方法】
・園児全員のご加入となります。
　一時保育や夜間保育がある場合は、その人数も加えた実人員数でご加入ください。
※通常保育の園児と夜間保育の園児が同一である場合は1名で計算してください。（重複して加入いただく必要はありません。）

保険金をお支払いできない主な場合

・補償対象者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失による事故
・地震、噴火またはこれらによる津波による事故（セットプランの天災セット補償に加入の場合を除きます。）
・自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故
・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故※
　※疾病・脳疾患をお持ちであっても、当該疾病・脳疾患等を直接原因としない事故によるケガは対象となります。また、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒（ノロウイルスは経口感染に限る）は補償の対象となります。
・戦争・外国の武力行使・暴動（テロ行為(※1)は除きます。）、核燃料物質などによる事故
・頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症(※2)」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
・核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
など

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

プラン2ー② 来園者の傷害事故補償

―普通傷害保険(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、施設入場者の傷害危険補償特約、包括契約の精算に関する特約セット)―

対象となる事故

園児、職員以外の地域子育て支援拠点事業等の参加者が、事業参加中※に、急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合、ケガをした方に保険金をお支払いします。(保育所の過失の有無は問いません。)
O-157や、サルモネラ菌などの細菌性食中毒、ウイルス性食中毒(ノロウイルスは経口感染に限る)および熱中症(熱射病・日射病)も補償の対象となります。

※「事業参加中」とは

保育所が主催する地域子育て支援拠点事業等の参加者が所定の施設に集合し、その施設で解散するまでの間を指します。(施設外は対象となりません。)
・宿泊を伴う保育・行事、自宅から集合場所への往路および解散場所から自宅までの復路は対象となりません。

■地域子育て支援拠点事業を行う保育所の場合、本プランのみの単独加入はできません。プラン1ー①、2ー①「園児の傷害事故補償」のいずれかとあわせてご加入ください。

被保険者(補償の対象となる方)

・事業参加者(園児・職員以外)

保険期間

この保険については、他のプランと異なり平成27年4月1日午前0時から平成28年3月31日午後12時までとなります。
(詳細につきましてはP.55「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。)

お支払いする保険金

※本プランの詳細等重要な事項は、P.55「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。

死亡保険金	保育所管理下中の急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に法定相続人にお支払いします。すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その障害の程度に応じて死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 ×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

※死亡保険金、後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡の保険金額を限度とします。
※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約をセットしています。

年間延べ利用者人数算出方法について

年間延べ利用者人数は過去1年間(注)の実績をもとに計算してください。
新規開始の場合は、平成27年度に予想される年間延べ利用者人数をもとに計算してください。
（注）過去1年間は、平成26年3月1日～平成27年2月28日を指します。

（例）平成27年4月1日から1年間、1口加入の場合
A保育所では、過去1年間において、以下の事業を実施。

子育て支援教室(0歳～未就園児・親)	月1回	20名 × 12回 ＝ 240名	
育児講座	年3回	30名 × 3回 ＝ 90名	
保育所園庭開放※	月1回	30名 × 12回 ＝ 360名	4円 × 690名 × 1口 = 2,760円
		合計 690名	

※園庭開放は受付簿などが備え付けてあり、参加人数が常時把握できる場合のみ加入可能です。

補償金額

	1口あたりの補償額（10口限度）
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4％～100％
入院保険金（1日あたり）	800円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金（1日あたり）	500円

年額保険料（掛金）

保険期間1年

年間延べ利用者人数 1名1口あたりの保険料	4円

【加入の方法】
年間延べ利用者人数は、上記の「年間延べ参加者人数算出方法について」をご確認ください。
※当該プランにご加入の場合で、平成28年度にご継続加入されない場合は、補償期間終了後（平成28年4月1日以降）に確定精算《実際の利用者人数と加入時の利用者人数を照らし合わせ保険料（掛金）の追加・返戻をさせていただくこと》についてご案内します。

保険金をお支払いできない主な場合

・補償対象者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失による事故
・地震・噴火またはこれらによる津波による事故
・自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故
・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故※
※疾病・脳疾患をお持ちであっても、当該疾病・脳疾患等を直接原因としない事故によるケガは対象となります。また、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒（ノロウイルスは経口感染に限る）は補償の対象となります。
・戦争・外国の武力行使・暴動（テロ行為(※1)は除きます。）、核燃料物質などによる事故
・頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症(※2)」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
・核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
など

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

プラン2―③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

―普通傷害保険(交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約セット)―

対象となる事故

本制度加入時に登録した送迎車に搭乗中の方がケガをした場合に、保育所の責任の有無に関係なく、ケガをした方に保険金をお支払いします。送迎車に搭乗している方すべてが補償の対象となります。
(園児に限らず、同乗したご家族の方、施設職員や運転している方等も対象となります。)

※利用者の名簿の提出は不要です。
※自動車保険など他の保険、または加害者からの損害賠償金とは関係なく保険金をお支払いしますので、保育所独自の見舞金制度としてご活用いただけます。
※自動車保険のように、運転者の年齢条件や運転者限定などはありません。
※登録された園児送迎車以外の自動車は、本補償の対象となりません。

被保険者(補償の対象となる方)

・登録された園児送迎車に搭乗中の園児・職員・運転手・同乗者
※正規の搭乗装置のある室内に、通常の方法で搭乗中の方に限ります。

お支払いする保険金

※本プランの詳細等重要な事項は、P.55「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。

死亡保険金	日本国内において登録された交通乗用具に搭乗している間の急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に法定相続人にお支払いします。すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その障害の程度に応じて死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 ×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

補償金額

2口まで加入できます。

	1口あたりの補償額
死　亡　保　険　金	351.5万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4％～100％
入院保険金（1日あたり）	4,000円
手　術　保　険　金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金（1日あたり）	2,600円

年額保険料（掛金）

保険期間1年

法定乗車定員1名 1口あたりの保険料	2,000円

※法定乗車定員とは、自動車検査証記載の乗車定員を指します。

保険金をお支払いできない主な場合

・補償対象者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失による事故
・地震・噴火またはこれらによる津波による事故
・自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故
・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故
（疾病・脳疾患をお持ちであっても、当該疾病・脳疾患等を直接原因としない事故によるケガは対象となります。）
・戦争・外国の武力行使・暴動（テロ行為(※1)は除きます。）、核燃料物質などによる事故
・頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症(※2)」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
・核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
など

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

加入時の手続き

加入依頼書の特定自動車報告票欄に、必要事項を記入し送付・送信してください。
（自動車検査証のコピーの送付は不要です。ただし、中途加入の場合は必要となります。）

プラン3の構成

プラン３ 保育所職員の補償

■プラン３－①　保育所職員の労災上乗せ補償（P.27）
■プラン３－②　保育所職員の傷害事故補償（P.29）
■プラン３－③　保育所職員の感染症罹患事故補償（P.31）

プラン3－① 保育所職員の労災上乗せ補償

－労働災害総合保険(保険料の確定に関する特約セット)－

このプランは、政府労災(国の労災保険)の対象となる保育所職員が被った業務上災害または通退勤災害について、保育所が職員または遺族の方に給付する補償金を、政府労災の補償金に上乗せして保険金(死亡補償・後遺障害補償・休業補償)として保育所にお支払いするプランです。

対象となる事故

政府労災(国の労災保険)の対象となっている保育所職員が被った労働災害(※)について、当該職員やその遺族の方に対して、政府労災に上乗せして保険金(死亡補償・後遺障害補償・休業補償)を保育所にお支払いします。また、災害付帯費用として「後遺障害1級から7級までのいずれかに該当する時」5万円～10万円、「死亡時」40万円を保育所(法人)にお支払いします。

※政府労災で認定された職業性疾病も対象となります。

(職業性疾病について)
・政府労災保険にて発病日と認定された日を身体障害の発生日(事故日)とします。
・事故日時点で、労働災害総合保険の対象となる事業場における被用者でなければ、保険金をお支払いできません。
・保険期間終了後３年以上経過して、被用者またはその遺族からなされた損害賠償請求または補償金請求に対しては、保険金をお支払いできません。

●政府労災(国の労災保険)に加入している保育所であることがこのプランに加入できる条件となります。
●災害が業務上か否かの認定は、所轄の労働基準監督署の認定に従います。
●**政府労災に加入している職員の一部のみを加入させることはできません。政府労災加入者全員の加入となります。**
●公務員の方は、本プランにご加入することはできません。

被保険者(補償の対象となる方)

・保育所

※職員の方が、業務上災害または通勤災害によって死亡されたり、後遺障害を被られたり、休業された場合に、政府労災保険の上乗せ補償として、保育所(法人)が職員または遺族の方に給付する補償金を保険金として保育所にお支払いします。

補償金額

①身体補償　※本プランの詳細等重要な事項は、P.55「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。

身体障害の区分	補償金額	身体障害の区分	補償金額
死　亡	1,200万円	後遺障害	
		7級	500万円
後遺障害		8級	400万円
1級	1,200万円	9級	300万円
2級	1,200万円	10級	200万円
3級	1,000万円	11級	100万円
4級	800万円	12級	60万円
5級	700万円	13級	40万円
6級	600万円	14級	20万円

休業補償(4日目以降)　1日につき3,000円

②災害付帯費用

死亡補償保険金	1被用者につき　40万円
後遺障害補償保険金(後遺障害1～3級の場合)	1被用者につき　10万円
後遺障害補償保険金(後遺障害4～7級の場合)	1被用者につき　5万円

※〈災害付帯費用〉は〈身体補償〉において「死亡補償金」または「後遺障害保険金1級から7級までのいずれかに該当するもの」を支払う場合において、上記の金額を保育所(法人)にお支払いします。

※<身体補償>の後遺障害の等級、休業の期間等については所轄の労働基準監督署の決定に従うものとします。
※<身体補償>の死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、1,200万円を限度とします。
※<身体補償>の休業補償保険金は休業して賃金を受けない第4日目以降を対象とし、1,092日分を限度とします。
※<身体補償>の休業補償保険金は、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金と重複してお支払いします。

年額保険料（掛金）

保険期間1年

職員1名あたりの保険料	1,800円

※政府労災に申告している職員が加入対象となります。

加入に必要な確認事項

●このプラン3 ー①のご加入手続きには、保育所（法人）で独自に職員災害補償規定（法定外補償規定）を備え付けているか、いないかの確認が必要です。ご回答は加入依頼書の回答欄に1または2を必ずご記入ください。

確認事項	①法定外補償規定※の備え付けはありますか？ → □ 1または2を記入	1.あり 2.なし

※法定外補償規定とは、被用者に対し政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償をおこなうことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。

1. ありの場合には法定外補償規定に定めた金額が左記の補償金額を「下回る場合」には、法定外補償規定を限度にお支払いします。「上回る場合」には、左記に定めた補償金額をお支払いします。
2. なしの場合には左記に定める補償金額をお支払いします。

加入上の注意

●「直近会計年度の政府労災資料（『労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書』）記載の常時使用労働者数」を1名あたり保険料（掛金）に乗じて加入保険料（掛金）を算出してください。一部従事者のみを加入させることはできません。加入依頼書の職員数に間違いがないか十分ご確認ください。理由もなく職員数を過少申告された場合には、保険金が削減される場合がありますのでご注意ください。
●保険料（掛金）は確定保険料（掛金）であり、補償期間終了後の確定精算は不要です。
●「直近会計年度の政府労災資料記載の常時使用労働者数」でご加入いただきますので、補償期間中における加入保育所での職員の増減員についての手続きは不要です。
●この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約にご加入されているときはその旨お申し出ください。
●ご加入後にご契約内容に下記の変更が生じた際は、福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
（1）加入依頼書および付属書類の記載事項に変更がある場合
（2）法定外補償規定を新設または変更する場合
（3）住所、ご加入内容等を変更される場合

保険金をお支払いできない主な場合

・職員の故意・重過失・犯罪行為によるその職員自身の身体障害
・管理責任者の故意による職員の身体障害
・職員が自動車を酒酔運転・無免許運転をした際に生じたその職員自身の身体障害
・戦争、暴動（テロ行為を除きます。）・地震・噴火・津波・原子力・風土病による職員の身体障害
・職員に対する第3日目までの休業補償給付　など

プラン3―② 保育所職員の傷害事故補償

―普通傷害保険（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、社会貢献活動団体傷害保険特約、準記名式契約特約（一部付保）セット）―

このプランは、補償対象とした保育所役職員が業務従事中に傷害（ケガ）を負った場合の補償です。

対象となる事故

補償対象とした保育所役職員が保育所業務に従事中および通退勤途上に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合、ケガをした方に保険金をお支払いします。
O-157や、サルモネラ菌などの細菌性食中毒、ウイルス性食中毒（ノロウイルスは経口感染に限る）および熱中症（熱射病・日射病）も補償の対象となります。

※対象者の名簿の備え付けが必要です。（ご加入時の提出は不要です。）

被保険者（補償の対象となる方）

■A方式…保育所の全役員・職員（常勤・非常勤問いません。）を補償します。
※保育所の役員および施設と雇用関係にある職員であれば常勤・非常勤を問いません。
■B方式…保育所の役員・職員などのうち、補償を受けられる役員・職員などの範囲を任意に設定し、その方のみを補償します。
※役職名・所属などで任意に設定が可能ですが、下記の例を参考に具体的にご指定ください。
例）常勤役員、非常勤役員、常勤保育士、非常勤保育士、保健師・看護師、栄養士などの職員、受入実習生、業務補助者（ボランティア）
※加入時に名簿の提出は不要ですが、事故時には、指定された役員・職員の範囲を確認できる名簿をご提出いただきます。

お支払いする保険金

※本プランの詳細等重要な事項は、P.55「契約概要と注意喚起情報」をご参照ください。

死亡保険金	就業中（通勤途上を含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に法定相続人にお支払いします。すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その障害の程度に応じて死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） 〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） 〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 ×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約をセットしています。

補償金額

	1口あたりの補償額	
	1型（10口限度）	2型（5口限度）
死亡保険金	140万円	1,000万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4％～100％	
入院保険金（1日あたり）	1,500円	3,000円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
通院保険金（1日あたり）	600円	2,000円

保険料（掛金）と加入タイプ

保険期間1年、職種級別 A級

	1型（10口限度）	2型（5口限度）
職員1名1日・1口あたりの保険料	3円（1日あたり）	13円（1日あたり）
	年間週5日勤務の場合：780円	年間週5日勤務の場合：3,380円

■年間保険料算出方法

A方式の場合　全役員・職員の前年度延べ出勤日数× 3円または13円 × 加入口数 ＝ 年間保険料※1

B方式の場合 [　　]※2 の前年度延べ出勤日数× 3円または13円 × 加入口数 ＝ 年間保険料※1

※1 年間保険料は四捨五入しないでください。（1円単位）

※2 役職名・所属などで任意に設定が可能です。加入依頼書に、具体的に記入してください。

■合計保険料算出のための計算シート（年間保険料算出の目安としてください。）

	前年度延べ出勤日数	人　数	保険料	加入口数	年間保険料
①週1日出勤の人	52日	（　　）名	1型：3円 2型：13円	（　　）口	（　　）円①
②週2日出勤の人	104日	（　　）名			（　　）円②
③週3日出勤の人	156日	（　　）名			（　　）円③
④週4日出勤の人	208日	（　　）名			（　　）円④
⑤週5日出勤の人	260日	（　　）名			（　　）円⑤
⑥その他の人	日	（　　）名			（　　）円⑥

①から⑥までの合計＝年間合計保険料

保険料の計算例 A方式1型に加入される場合

週1日出勤の役員が　3名
週5日出勤の職員が　10名　の場合

※役員・職員の前年度延べ出勤日数の計算

52日 × 3名＝ 156日
260日 × 10名＝ 2,600日
合計 2,756日 となります。

2口加入される場合…
→ 1年間の保険料は
2,756日×3円×2口＝16,536円
→ 中途（例、9月1日付）で本補償を追加する場合の保険料については、昨年9月1日から当年3月31日までの役員・職員の延べ出勤日数を上記と同様に計算し、保険料を算出します。

保険金をお支払いできない主な場合

・補償対象者または保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失による事故
・地震、噴火またはこれらによる津波による事故
・自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故
・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故※
※疾病・脳疾患をお持ちであっても、当該疾病・脳疾患等を直接原因としない事故によるケガは対象となります。また、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒（ノロウイルスは経口感染に限る）は補償の対象となります。
・戦争・外国の武力行使・暴動（テロ行為(※1)は除きます。）、核燃料物質などによる事故
・頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症(※2)」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの　など

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

プラン3ー③ 保育所職員の感染症罹患事故補償

― 約定履行費用保険(団体総合補償費用保険特約条項) ―

対象となる事故

保育所の役職員が業務の遂行に起因して感染したことにより感染症を発症した場合において、保育所が役員、職員を対象とした「感染症補償規程」(「しせつの損害補償」用)に従って補償を行ったときに、保育所に対して感染症補償費用をお支払いします。

対象となる感染症

肺炎、肝炎(B型およびC型)、結核、HIV感染症(エイズ)、梅毒、皮膚感染症(疥癬、カンジダ症、白癬(はくせん)症、帯状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等)、流行性角結膜炎、腸管感染症(コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性食中毒等)、MRSA(院内感染)、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。)

被保険者(補償の対象となる方)

・保育所

※保育所が役職員を対象とした「感染症補償規程」(「しせつの損害補償」用)に従って補償を行ったときに、保育所に対して下記補償金をお支払いします。

補償金額

身体障害の区分	補償金額	
死亡補償		100万円
入院15日以上	入院一時金	5万円
入院8日～14日	〃	3万円
入院4日～7日	〃	2万円
通院4日以上	通院一時金	1万円

※死亡補償は、業務遂行に起因して感染したことによって感染症を発症し、その感染症発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、事業者が規程に基づき補償を行ったときにお支払いします。

※入院補償・通院補償は、業務遂行に起因して感染したことによって感染症を発症し、その感染症により入院・通院した場合、所定の額(入院・通院日数による)をお支払いします。入院補償の対象となる期間は、感染症発症日からその日を含めて1,000日までの期間となります。通院補償の対象となる期日は、感染症発症日からその日を含めて180日までの期間となります。また同一従事者につき、同一の感染症によるお支払いは、1回に限ります。

年額保険料(掛金)

保険期間1年

対象者	1名あたりの保険料
常勤役員・職員	300円
短時間職員・非常勤役員・職員 パートタイマーなど	180円

加入方式

■A型　常勤役員、職員補償タイプ
常勤役員・職員のみ補償の対象となります。

■B型　常勤役員、職員十非常勤役員、職員補償(短時間労働職員を含みます。)補償タイプ
常勤役員・職員の他、非常勤役員・職員(含むパートタイマー)も補償の対象となります。
※常勤役員・職員は週所定労働時間30時間以上、非常勤役員・職員・パートタイマーは30時間未満で区分します。
※A型・B型はいずれも一部の職員のみの加入はできません。職員全員の加入となります。

保険金をお支払いできない主な場合

・役員・職員の犯罪行為、故意または重大な過失、自殺または闘争行為
・役員・職員の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤、シンナー等の使用
・契約開始日より前に感染した場合
・インフルエンザ等、補償対象以外の感染症　など

感染症補償規程

（社会福祉法人全国社会福祉協議会「しせつの損害補償」感染症補償費用制度加入施設用）

第1条（本規程の目的）

本規程は、当事業所が行う事業（以下「当事業所の業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、業務に関連して被った細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した感染症に対して、当事業所が行う補償の内容を定めることにより、業務従事者の福利厚生の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲―被補償者）

本規程は、業務従事者のうち、当事業所の作成、保管する名簿に記載された者（以下「被補償者」という。）に適用する。

第3条（定義）

本規程において、「感染症」とは細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した疾病のうち以下のものをいう。

肺炎、肝炎（B型およびC型）、結核、HIV感染症（エイズ）、梅毒、皮膚感染症（疥癬、カンジダ症、白癬症、帯状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等）、流行性角結膜炎、腸管感染症（コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性食中毒等）、MRSA（院内感染）、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）

第4条（補償を行う場合）

当事業所は、被補償者が当事業所の業務の遂行に起因して細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した感染症に対して補償を行う。ただし「本規程発効日」より前に感染した場合には補償を行わない。なお、本規程発効日において被補償者でない者については、「本規程発効日」を「被補償者となった日」と読み替えて適用する。

第5条（補償を行わない場合）

当事業所は、次の各号に該当する事由によって生じた感染症に対しては補償を行わない。

⑴被補償者の故意または重大な過失
⑵被補償者の親族の故意または重大な過失
⑶被補償者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
⑷被補償者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナーなどの使用
⑸被補償者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒によってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
⑹被補償者の妊娠、早産、流産または外科的手術その他の医療処置ただし、当事業所が補償金を支払うべき感染症を治療する場合には、この限りではない。
⑺地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑻戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑼核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑽前3号に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑾第9号以外の放射線照射または放射能汚染

第6条（死亡補償金の支払）

①当事業所は、被補償者が第4条（補償を行う場合）の感染症を発症し、その直接の結果として感染症発症日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、100万円を死亡補償金として被補償者の遺族に支払う。
②死亡補償金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序とする。

第7条（入院補償金の支払）

①当事業所は、被補償者が第4条（補償を行う場合）の感染症を発症したとき、その直接の結果として、平常の生活ができなくなり、かつ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。）した場合は、被補償者1名につきその日数に応じて別表1に揚げる額を、入院補償金として被補償者に支払う。ただし、補償金の給付は、同一の原因による感染症について、1回に限ることとする。
②当事業所は、いかなる場合においても、感染症発症日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間における入院に対しては補償を行わない。
③被補償者が入院補償金の給付を受けられる期間中新たに他の感染症を発症したとしても、当事業所は、重複して入院補償金を支払わない。

第8条（通院補償金の支払）

①当事業所は、被補償者が第4条（補償を行う場合）の感染症を発症したとき、その直接の結果として、平常の生活ができなくなり、かつ通院した場合は、被補償者1名につきその日数に応じて別表1に掲げる額を、通院補償金として被補償者に支払う。ただし、補償金の給付は、同一の原因による感染症について、1回に限ることとする。
②当事業所は、いかなる場合においても、感染症発症日からその日を含めて180日を経過した後の期間における通院に対しては補償を行わない。
③被補償者が通院補償金の給付を受けられる期間中新たに他の感染症を発症したとしても、当事業者は、重複して通院補償金を支払わない。

第9条（感染の推定）

①当事業所は、被補償者が当事業所の指示に基づき当事業所の業務に遂行した後、その業務を利用した者（患者等）が罹患していた感染症と同一名称の感染症を発症（医師の診断による。）した場合、業務の遂行に起因して感染したことによって感染症を発症したことと推定する。
②前項の規程は、他の感染源が特定できる場合には適用しない。

第10条（感染の報告義務）

①被補償者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染症が発症したときは、速やかにそれらの状況および身体の障害の程度を当事業所に報告しなければならない。
②被補償者が当事業所の認める正当な理由がなく前項の規程に違反したとき、またはその報告について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当事業所は、補償金を支払わない。

第11条（補償金の請求）

①被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、補償金の支給を受けようとするときは、別表2に揚げる書類のうち当事業所が求めるものを提出しなければならない。
②当事業所は、別表2に揚げる書類以外の書類を求めることができる。
③被補償者（死亡補償金については被補償者の遺族）が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、補償金を支払わない。

第12条（発効日）

本規程は社会福祉法人全国社会福祉協議会「しせつの損害補償」感染症補償費用制度における当事業所の契約期間の開始日から効力を有する。

別表1

補償金種類			補償金の額
入院補償金	入院日数	15日以上	5万円
		8日～14日	3万円
		4日～7日	2万円
通院補償金	通院日数	4日以上	1万円

別表2　補償金請求書類

提出書類 ＼ 補償金種類		死亡	入院	通院
1	補償金請求書	●	●	●
2	当事業者の定める障害状況報告書	●	●	●
3	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	●	●	●
4	死亡診断書または死体検案書	●		
5	感染症の程度を証明する医師の診断書		●	●
6	入院（通院）日数を記載した病院または診療所の証明書類		●	●
7	被補償者の遺族の戸籍謄本	●		
8	被補償者の戸籍謄本	●		
9	被補償者の印鑑証明書		●	●
10	委任を証する書類および委任する者の印鑑証明書（補償金の請求を第三者に委任する場合）	●	●	●

一問一答

Q1. 保険証券は送られてくるのですか？

A1. 加入者証を送付いたします。
本制度は団体契約のため、保険証券は全国社会福祉協議会が保管しています。各保育所へは加入手続完了後、加入者証を送付します。また、加入者証は到着まで多少時間がかかりますのでそれまでの間、加入依頼書（控）を保管してください。

Q2. 4月1日付けで代表者の変更が既に決定しているのですが、どうすればよいですか？

A2. 次のようにご記入ください。
加入依頼書での加入の場合、新代表者名に訂正してください。
ネット加入の場合においても新代表者名になおしてください。

Q3. プラン1において賠償補償の対象となるのは保育所敷地内の事故だけですか？

A3. 保育所敷地外での事故でも保育所に責任があるかぎり対象となります。
例えば園外保育で保育所引率者の不注意により園児にケガを負わせた場合などは支払い対象となります。

Q4. プラン1において賠償補償の対人賠償で対象となるのは園児の事故だけですか？

A4. 園児以外の事故も対象となります。
例えば園児の母親や父親などが保育所に責任のある事故でケガをした場合などは賠償事故補償の対象となります。
ただし、保育所管理者の同居の親族や保育所職員などは対象となりません。

Q5. プラン1において、保育所が園庭開放して小学生に体操を教える事業を始めるのですが補償の対象になりますか？

A5. 小学生に体操を教える事業は保育所業務（サービス）以外の事業となるため、プラン1－①オプション 地域子育て支援拠点事業等補償に加入することで補償対象になります。

Q6. プラン3－①においてアルバイト、パートタイマーなどの臨時雇用職員も対象となりますか?

A6. 政府労災保険の補償対象には臨時雇用職員も含まれますので対象となります。

Q7. 認可保育所で市町村から受託している学童保育は加入対象になりますか？

A7. 対象になりません。一般の施設での加入となります。このため加入依頼書は保育所用とは別に作成してください。

Q8. 保育所で一時預かり事業を始めますが、定員がない場合にはどのように加入したらよいですか？

A8. 定員がない場合には、プラン1－①のオプション（年間事業収入ベース）で加入することができます。

Q9. 認定子ども園は加入できますか？

A9. 全国社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会（各種別協議会など）の会員で社会福祉法人等が運営する保育所型、幼保連携型である認定子ども園は加入できます。

MEMO

取扱要領（加入手続き、内容確認）

平成27年4月1日から加入する場合の手続きは、次のとおりです。

加入手続き

加入手続き

（1）インターネットの場合

P.37をご覧ください

ホームページにログインし必要事項を入力

↓

3月30日締切（中途加入の場合は随時）

↓

送信をクリック

（2）加入依頼書の場合

記入例はP.47をご覧ください

加入依頼書に必要事項を記入

↓

3月25日締切※（中途加入の場合は随時）

↓

下記送付先へ送付

下記振込先へ3月31日までに振込

※3月26日から3月30日の間に加入する場合は、インターネットでお手続きください。

加入依頼書送付先

〒100-0013　東京都千代田区霞が関3-3-2　新霞が関ビル 17F
株式会社福祉保険サービス
全社協「しせつの損害補償」係

●保険料（掛金）振込方法

所定の払込用紙を使用して、最寄りの郵便局または銀行からお振り込みください。
銀行振込の場合は振込手数料が必要となります。振込先は下記のとおりです。

保険料（掛金）振込先

・郵便払込の場合
　口座番号　00160-4-155102
　口座名義　「社会福祉法人全国社会福祉協議会しせつの損害補償」

・銀行振込の場合
　三井住友銀行　東京公務部
　普通預金　No.0149077
　口座名義　「社会福祉法人全国社会福祉協議会しせつの損害補償」

●年度当初の加入手続き

(1)インターネットの場合

P.37「インターネットによる加入手続き」をご覧ください。

前年度ご加入の場合には、加入内容のコピー機能などもあり、簡単にご加入いただけます。

(2)加入依頼書の場合

P.47「加入依頼書による加入手続き」(記入例)をご覧ください。

加入依頼書に記入・捺印のうえ、加入者控(4枚目)を保管し、1～3枚目(プラン2-③に加入する施設は特定自動車報告票を含みます。)を、福祉保険サービスまで送付してください。

※ご加入の際は記入内容に間違いがないか十分ご確認ください。必要事項(定員数、年間事業収入、借用不動産の数・構造、職員数等の保険料算出基礎や告知事項、他の保険契約の有無など)が記入されていなかったり、記入内容が事実と相違している場合には保険金をお支払いできないことがあります。

(3)加入内容の変更の場合

P.49「加入内容の変更の手続き」をご覧ください。

●中途加入の手続き

- 原則毎月1日付でいつからでも加入できます。
  毎月末日までに加入依頼書の送付および保険料(掛金)を振込いただいた場合、翌月1日から平成28年4月1日までの期間の契約(中途加入)となります。
- なお、至急で加入されたい場合には、保険料の振込日の翌日からの補償も可能です。その際の保険料は月割計算のため、残り日数にかかわらず加入月1か月分の保険料となります。
- 中途加入の場合、プラン2-②来園者の傷害事故補償とプラン3-②保育所職員の傷害事故補償を除き、保険料(掛金)は加入月数に応じた月割となります(例えば5月1日から加入の場合、保険料(掛金)は年間保険料(掛金)×11か月／12か月となります)。
- プラン2-①来園者傷害事故補償は、加入期間の前年度利用者人数(新規事業の場合は予定利用者人数)でご加入ください。
- プラン3-②保育所職員の傷害事故補償は、前年度延出勤日数でご加入ください。

●保険契約者

社会福祉法人全国社会福祉協議会(全社協) です。この制度は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が保険会社と一括して保険契約する団体契約です。

●加入申込者

児童福祉法に基づき認可された保育所を運営している社会福祉法人等で、全国社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会(各種別協議会等)の会員であれば加入できます。認可外保育所は加入できません。
※会員の内容についてのお問い合わせは、福祉保険サービスまでご連絡ください。

●保険期間

平成27年4月1日から1年間 (P.55参照)

※中途加入の場合は、翌月1日または加入手続き完了日翌日から平成28年4月1日までとなります。なお至急で加入された場合、保険料振込日の翌日からの補償も可能です。

4月1日からの補償開始は、インターネットの場合は3月30日まで、加入依頼書の場合は3月25日までに上記の加入手続きをお取りください。

●保険料の支払猶予

保育所(法人)会計上、止むを得ず保険料(掛金)のお振り込みが4月1日以降になる場合は、**4月30日(木)まで**お振り込みが猶予できます。

※4月30日(木)までに振込が確認できない場合は振込日の翌日からの補償となります。ただし、保険契約は4月1日に成立していますので、保険料は4月1日からの1年間分をいただきます。

●加入者証

2月中にお振り込みをいただいた保育所(法人) には、3月下旬に加入者証を送付します。3月中にお振り込みいただいた保育所(法人)には、4月下旬に加入者証を送付します。中途加入の場合は、加入依頼月の翌月までに加入者証を送付します。加入者証は大切に保管してください。

①インターネットによる加入手続き

ふくしの保険ホームページサービス利用について

1. 利用について

インターネット加入における操作方法等は次のとおりですが、記述のない詳細については、遠慮なくお問い合わせください。

●加入者番号およびパスワードを第三者に貸したり、第三者と共有したり、第三者に開示しないとともに、第三者に漏えいすることのないよう管理してください。

●利用者の加入者番号およびパスワードにより本サービスが利用されたときには、利用者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、全社協、福祉保険サービスの故意または過失により加入者番号およびパスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

●加入者番号およびパスワードの盗難または失念のあった場合または加入者番号およびパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合、すみやかにその旨を福祉保険サービスに連絡してください。

2. 加入のご注意

●保険料のお振り込みは保険始期前(支払猶予制度を使う場合には指定期日まで)に必ず、行ってください。

・保険料のお振り込みがないと保険が有効になりません。

●ブラウザは、必ずマイクロソフト社のInternetExplorer6.0～9.0をご利用ください。Firefox、Netscape Navigator等のブラウザを使用されると、データが正しく送信されない場合があります。

締 切 日

4月1日加入の場合	中途加入の場合
3月30日	随　時
※補償は4月１日から	※補償は翌月1日、または手続き完了日（振込日）の翌日から

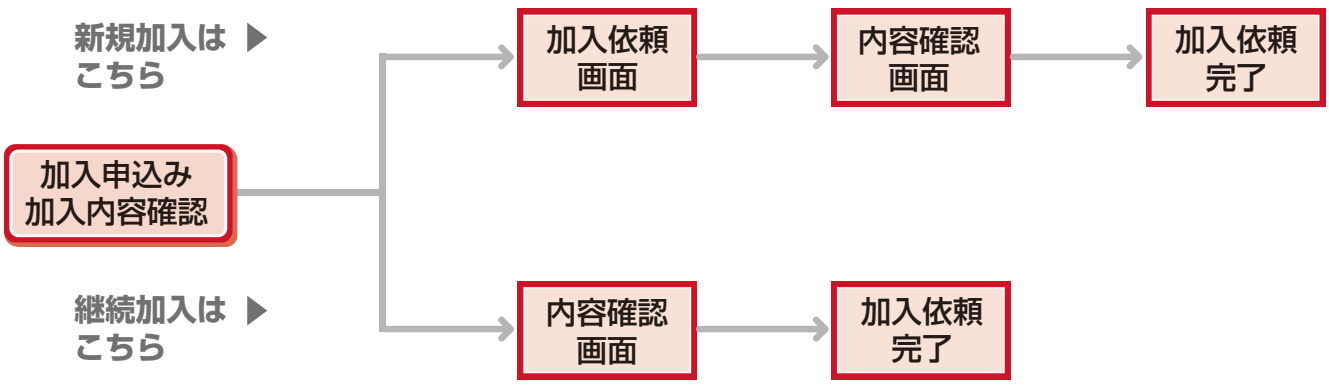

Ⅰ 継続加入の場合

① ホームページにアクセス

「ふくしの保険」のホームページ（http://www.fukushihoken.co.jp）にアクセスしてください。

② ログイン

「ふくしの保険」にアクセスすると、以下の画面が表示されます。
加入者番号、パスワードを入力してください。

加入者番号(8桁)とパスワード(6桁)を半角英数で入力します。
加入申込み、加入内容確認をクリックすると次ページの画面に移動します。
＊加入者番号とパスワードは加入依頼書の右上に記載されています。

①インターネットによる加入手続き

3 加入内容の入力確認

前年度に加入したプランや口数で今年度の加入内容が表示されています。表示内容を確認して送信してください。

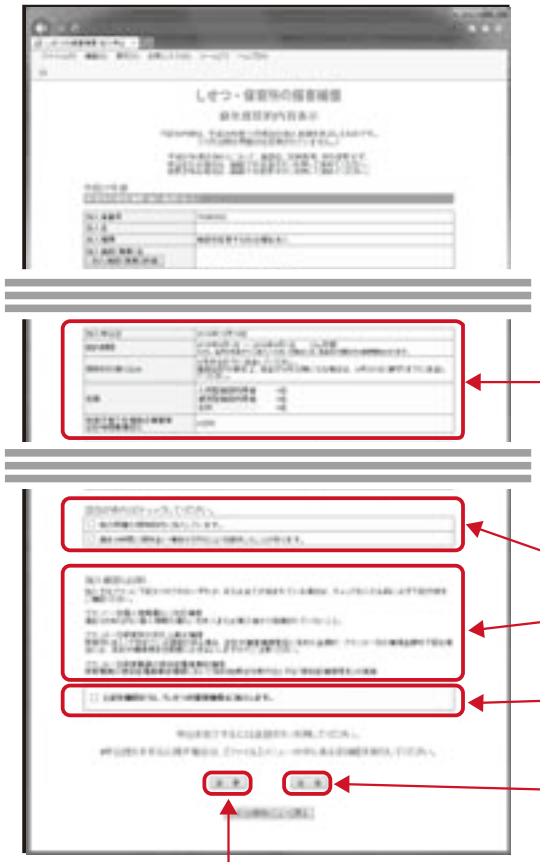

定員数、事業収入に変更がないかご確認ください。

入力に誤りがないことが確認できたらチェックしてください。

「決裁」等に印刷が必要な場合に、送信前に仮保存・印刷することができます。

内容が正しければクリック
※データが送信され、受付完了画面に異動します。

内容に訂正があればクリック
※加入依頼書画面に戻ります

4 受付完了

この画面が表示されれば受付完了です。

※2月末までに入力送信された申込は2月末までは変更が可能です。3月に入力送信されたものは3月30日まで変更可能です。4月以降は毎月月末日の前日が締切日です。

ご注意
保険料（掛金）のお振込をいただいて
加入手続きが完了となります。

加入申込の受付を完了しました。

Ⅱ 新規加入の場合

1 ホームページにアクセス

「ふくしの保険」のホームページ（http://www.fukushihoken.co.jp）にアクセスしてください。

2 ログイン

「ふくしの保険」にアクセスすると、以下の画面が表示されます。
加入者番号、パスワードを入力してください。

①インターネットによる加入手続き

3 加入依頼を入力

●ログイン画面から「加入申込み、加入内容確認」をクリックすると、下記の画面が表示されます。
●住所などあらかじめ入力されている内容を確認してください。
●加入するプランや口数を選択して、次へ ボタンを押してください。

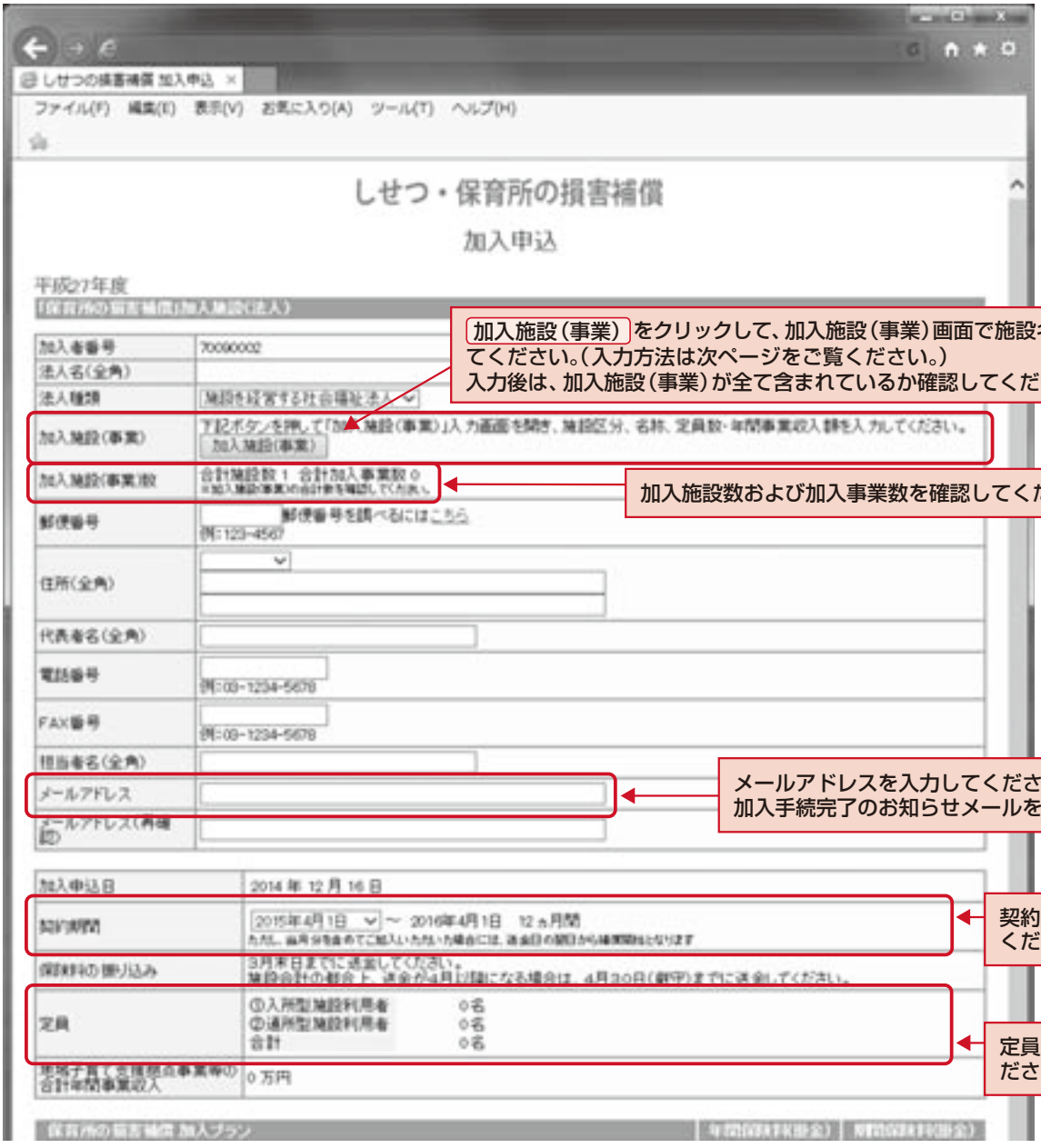

（ご注意）

1. 各加入施設（事業）につき、すべての項目（施設または事業、大区分および小区分、施設（事業）名称、定員数または年間事業収入）を入力いただきますようお願いします。プラン1ー①オプション2に加入される場合は該当箇所の○印をクリックしてください。

①インターネットによる加入手続き

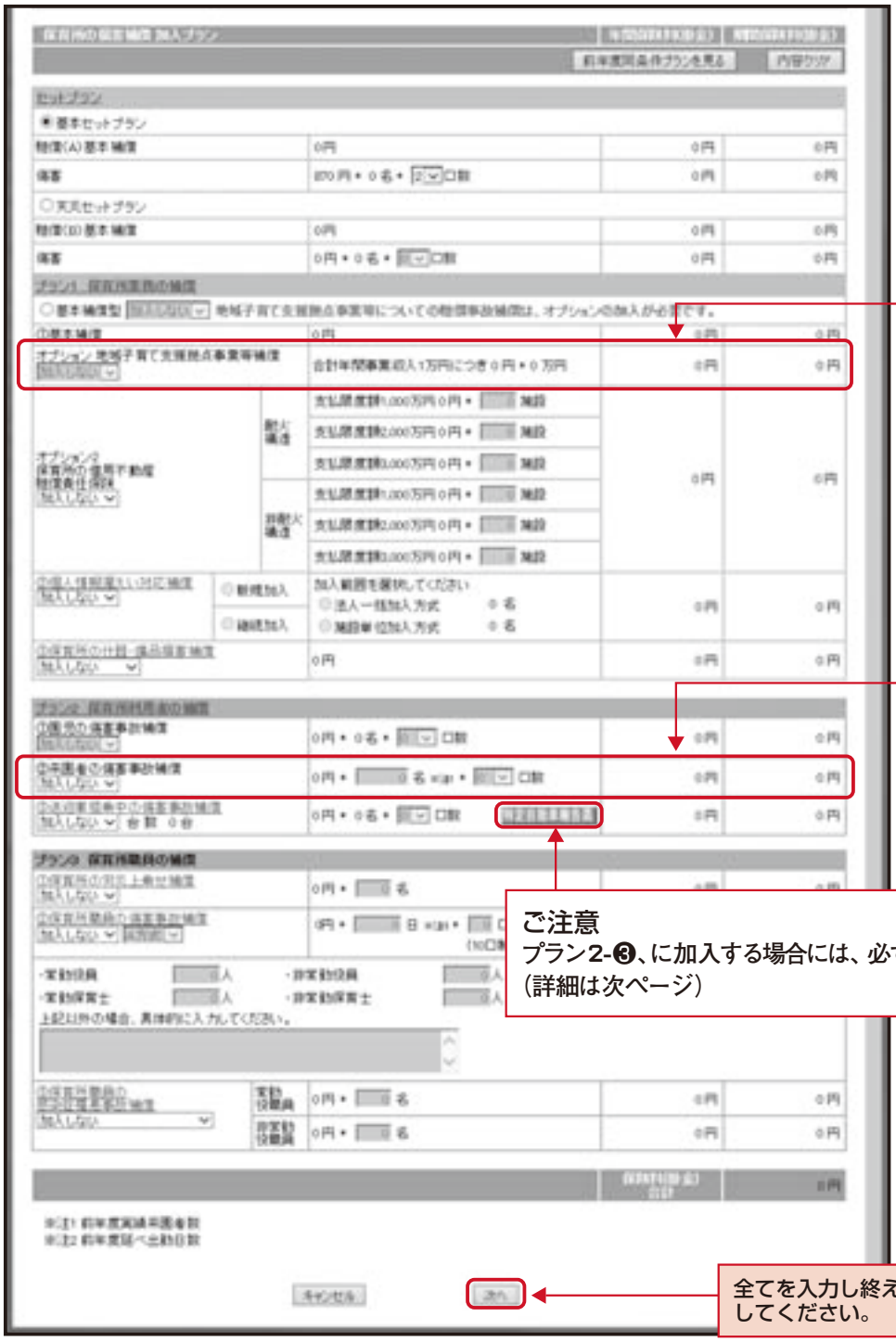

施設（法人）における「地域子育て支援拠点事業等」を補償対象（オプション１に加入）とする場合は、必ず「加入する」をご選択ください。

プラン2-❷の加入人数は、過去１年間の年間延来園者数としてください。

ご注意
プラン2-❸、に加入する場合には、必ずクリックしてください。
（詳細は次ページ）

全てを入力し終えたら、次へ をクリックしてください。

4 必ずチェックしてください。

プラン2-❸　特定自動車報告書

登録番号は全角で入力してください。
最大40台まで入力可能です。
40台を超える場合は、福祉保険サービスまでご連絡ください。

①インターネットによる加入手続き

5 加入内容の入力確認

前年度に加入したプランや口数で今年度の加入内容が表示されています。表示内容を確認して送信してください。

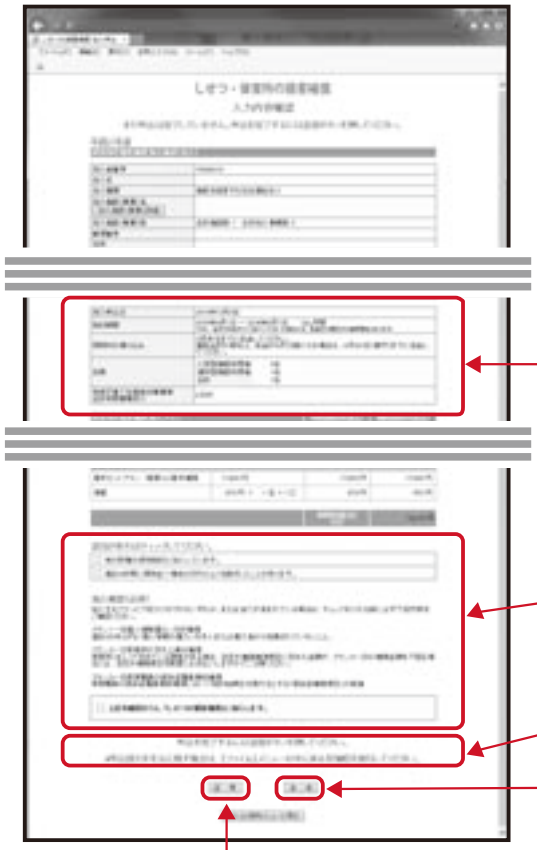

定員数、事業収入に変更がないかご確認ください。

入力に誤りがないことが確認できたらチェックしてください。

「決裁」等に印刷が必要な場合に、送信前に仮保存・印刷することができます。

内容が正しければクリック
※データが送信され、受付完了画面に異動します。

内容に訂正があればクリック
※加入依頼書画面に戻ります

6 受付完了

この画面が表示されれば受付完了です。

※2月末までに入力送信された申込は2月末までは変更が可能です。3月に入力送信されたものは3月30日まで変更可能です。4月以降は毎月月末日の前日が締切日です。

ご注意
保険料（掛金）のお振込をいただいて
加入手続きが完了となります。

加入申込の受付を完了しました。

7 加入した内容を確認するには…

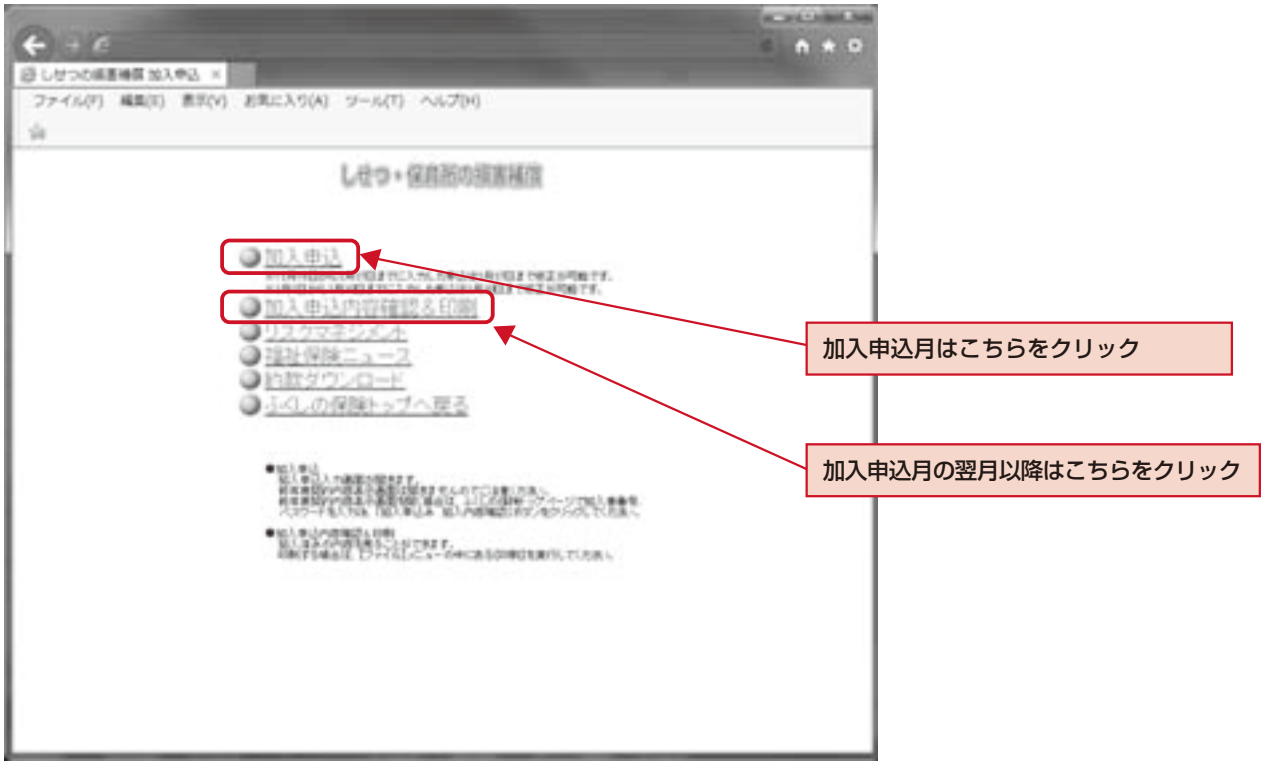

②加入依頼書による加入手続き

加入依頼書記載例

社会福祉法人◎△保育会
●保育所（定員有）＜合計定員数＞70名
　・◎△保育園（60名）　・一時保育（10名）
●事業（定員無）＜合計年間事業収入＞1,324万円
　・地域子育て支援拠点支援事業
　　（年間事業収入1,324万円）
●送迎車両1台（法定乗車定員数24名）
●職員数20名（政府労災加入職員数）

数字の記入例

○良い例

縦線１本　すき間をあける　上につきぬける　角をつくる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9　閉じる

×悪い例

1 2 3（はみだす）　200（つづける）　1 7 4（くずす）　1 2 3（かたむける）

●保育所および事業に関する賠償補償　…プラン1-①、プラン1-①オプション1、プラン1-①オプション2
●個人情報が漏えいした際の補償　…プラン1-②
●保育所の什器・備品が破損した時の補償　…プラン1-③
●園児がケガをした時の補償　…プラン2-②
●送迎車搭乗中にケガをした時の補償　…プラン2-③
●保育所の労災上乗せ補償　…プラン3-①
のご加入をおすすめします。

必ずご捺印ください。（個人印は不可）

印字されている場合、住所・代表者名等変更があれば訂正してください。

フリガナは必ずご記入ください。

TEL、FAX 番号を左ヅメでご記入ください。

加入される保育所および事業の合計数をご記入ください。

必ずご記入ください。

該当がある場合には必ずご記入ください。

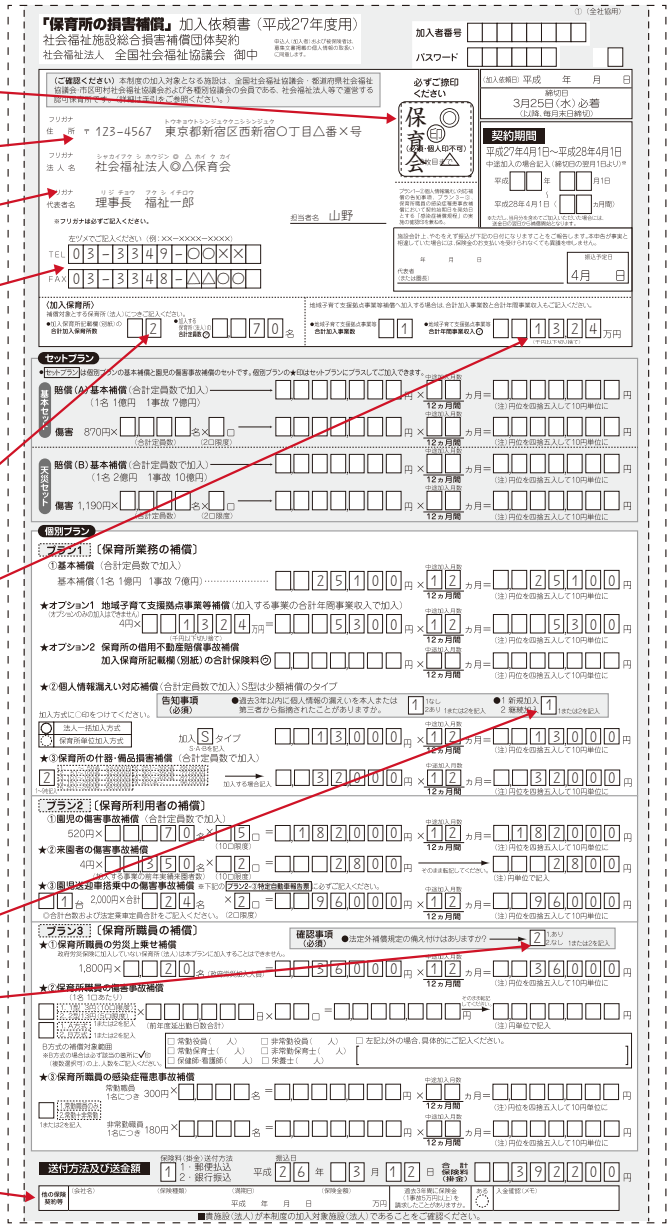

保険料計算例

プラン1-①	基本補償　合計定員数	70 名	25,100 円
	オプション　地域子育て支援拠点事業等補償 合計年間事業収入	4 円 × 1,324（万円）＝	5,300 円（円位四捨五入）
プラン1-②	個人情報漏えい対応補償 合計定員数	70 名　加入タイプ：S タイプ	13,000 円
プラン1-③	保育所の什器・備品損害補償 合計定員数	70 名	32,000 円
プラン2-① プラン2-②	園児の傷害事故補償（A 型） 保育所定員数	520 円 × 70 名 × 5 口 ＝	182,000 円
	来園者の傷害事故補償 年間延べ利用者人	4 円 × 350 名 × 2 口 ＝	2,800 円
プラン2-③	園児送迎車搭乗中の傷害事故補償 合計法定乗車定員	2,000 円 × 24 名 × 2 口 ＝	96,000 円
プラン3-①	保育所職員の労災上乗せ補償 職員数	1,800 円 × 20 名 ＝	36,000 円
合計			合計年間保険料　392,200円

加入される保育所および事業の合計数をご記入ください。

加入保育所記載欄に保育所名・事業名を明記してください。印字されている場合、保育所名・事業名に変更があれば訂正してください。

種別コードは必ずご記入ください。

保育所または事業のいずれかに○を付けてください。

対象とする保育所は定員数、事業は年間事業収入を明記してください。

プラン２ー③にご加入の場合は、「特定自動車報告票」に特定する自動車の情報を記入してください。

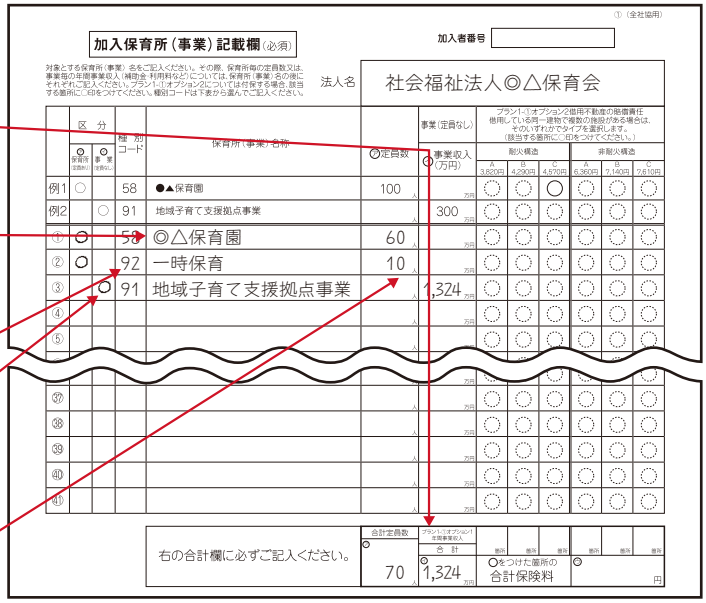

加入保育所（事業）記載欄（必須）

加入者番号

法人名　社会福祉法人◎△保育会

	区分 保育所	区分 事業	種別コード	保育所（事業）名称	◎定員数	◎事業収入（万円）	耐火構造 A 3,820円	耐火構造 B 4,290円	耐火構造 C 4,670円	非耐火構造 A 6,360円	非耐火構造 B 7,140円	非耐火構造 C 7,610円
例1	○		58	●▲保育園	100		○	○	○	○	○	○
例2		○	91	地域子育て支援拠点事業		300	○	○	○	○	○	○
①	○		58	◎△保育園	60		○	○	○	○	○	○
②	○		92	一時保育	10		○	○	○	○	○	○
③		○	91	地域子育て支援拠点事業		1,324	○	○	○	○	○	○
④							○	○	○	○	○	○
⑤							○	○	○	○	○	○
⑰							○	○	○	○	○	○
⑱							○	○	○	○	○	○
⑲							○	○	○	○	○	○
⑳							○	○	○	○	○	○
㊵							○	○	○	○	○	○

右の合計欄に必ずご記入ください。

合計定員数	合計 事業収入（万円）	◎をつけた箇所の合計保険料
70	1,324	円

プラン2ー③ 特定自動車報告票

本用紙はプラン2ー③にご加入の際、記入の上ご送付ください。

法人名　社会福祉法人◎△保育会

所在地（都道府県名）　東京都

加入者番号

	自動車登録番号	法定乗車定員数	用途	保険満期日	保険会社
例	練馬88み○×○×	7 名	業用・業合・特種・（貨物）	5/14	損保ジャパン日本興亜
	練馬200も1234	24 名	業用・業合・特種・（貨物）	10/13	損保ジャパン日本興亜
②		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
③		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
④		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑤		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑥		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑦		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑧		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑨		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑩		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑪		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑫		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑬		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑭		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑮		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑯		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑰		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑱		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑲		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
⑳		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉑		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉒		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉓		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉔		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉕		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉖		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉗		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉘		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉙		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉚		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉛		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	
㉜		名	業用・業合・特種・（貨物）	／	

※保険満期日、保険会社欄には各送迎車の任意保険の内容についてご記入ください。

保険料の計算には、ホームページの計算機能が便利です

ふくしの保険　検索

③異動等の手続き

加入した内容を変更するには…

1 異動通知

ここをクリック

ご注意
住所・代表者名・加入保育所名変更以外の異動は、インターネットでは受付できません。
異動通知書に異動内容を記載のうえ、郵送してください。

※異動通知書はトップページと受付画面からダウンロードできます。

2 異動内容を入力

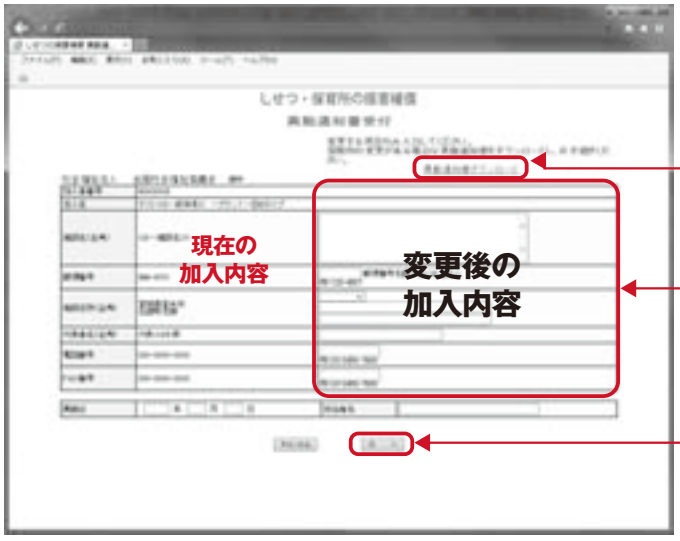

書面で通知する場合は、トップページまたはこちらからダウンロードしてください。

変更項目のみ入力してください。

変更する項目を全て入力し終えたら、次へをクリックしてください。

3 受付完了

内容を確認して送信をクリックしてください。

異動通知書による場合

中途脱退や以下のような異動事項が発生する場合は、異動通知書により通知してください。(異動通知書はホームページよりダウンロードできます。)

●住所の変更　●代表者の変更　●定員の増減員　●事業の追加、廃止　●加入プランの追加　●プラン1-②の加入パターン変更
●プラン2-①、②、③、3-②の加入口数変更　●プラン2-③ご加入時の園児送迎車の増減車・車両入替
●他の同種の保険契約を締結した場合(保険会社名、補償内容)　など

※なお、プラン2-②来園者の傷害事故補償を中途脱退する場合は、確定精算の手続きが必要となります。確定精算の仕方については福祉保険サービスまでご連絡ください。

①異動通知書記載例(追加の場合)

社会福祉法人○○会
●定員数　100名

●プラン1-①基本補償
●2-①園児の傷害事故補償に2口、4月1日より加入していたが6月1日から、
●園児の増加(100名→105名)
●地域子育てセンター事業(年間事業収入1,200万円)の追加をする場合

保険料(掛金)の追加振込の場合にご記入ください。
※併せてお振り込み手続もお願いします。
・郵便振替の場合
口座番号　00160 ― 4 ― 155102
口座名義　「社会福祉法人全国社会福祉協議会しせつの損害補償」

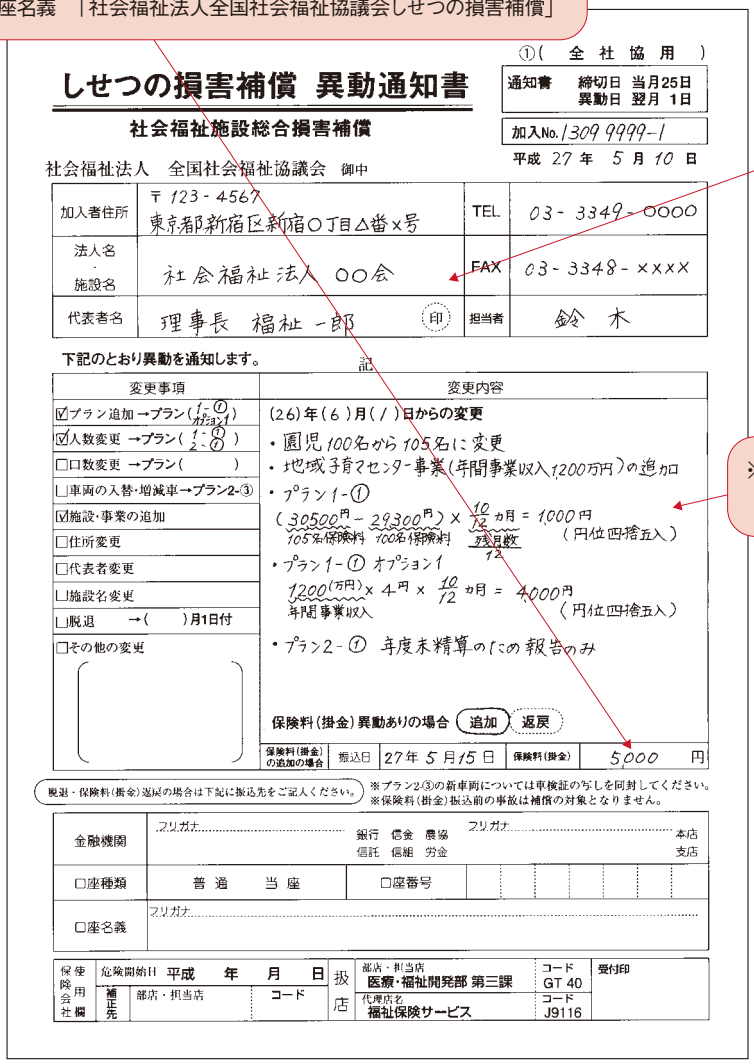

しせつの損害補償　異動通知書

①(　全　社　協　用　)

社会福祉施設総合損害補償

通知書　締切日　当月25日
異動日　翌月　1日

加入No. 1309 9999-1

平成 27 年 5 月 10 日

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中

加入者住所	〒123-4567 東京都新宿区新宿○丁目△番×号	TEL	03-3349-○○○○
法人名・施設名	社会福祉法人　○○会	FAX	03-3348-××××　印
代表者名	理事長　福祉一郎	担当者	鈴木

下記のとおり異動を通知します。　記

変更事項	変更内容
☑プラン追加→プラン(1-①オプション1)	(26)年(6)月(/)日からの変更
☑人数変更→プラン(1-①, 2-①)	・園児100名から105名に変更
□口数変更→プラン(　)	・地域子育てセンター事業(年間事業収入1200万円)の追加
□車両の入替・増減車→プラン2-③	・プラン1-①
☑施設・事業の追加	(30500円 − 29300円) × 10/12 カ月 = 1000円 (円位四捨五入)
□住所変更	105名保険料　100名保険料　残月数/12
□代表者変更	・プラン1-① オプション1
□施設名変更	1200(万円) × 4円 × 10/12 カ月 = 4000円 (円位四捨五入)
□脱退→(　)月1日付	年間事業収入
□その他の変更	・プラン2-① 年度末精算のため報告のみ

保険料(掛金)異動ありの場合　追加　返戻

保険料(掛金)の追加の場合　振込日　27年 5月15日　保険料(掛金)　5,000 円

脱退・保険料(掛金)返戻の場合は下記に振込先をご記入ください。　※プラン2-③の新車両については車検証の写しを同封してください。
※保険料(掛金)振込前の事故は補償の対象となりません。

金融機関	フリガナ　銀行 信金 農協 信託 信組 労金	フリガナ	本店 支店
□口座種類	普通　当座	□口座番号	
□口座名義	フリガナ		

保険会社使用欄	危険開始日 平成　年　月　日	扱店	部店・担当店 医療・福祉開発部 第三課	コード GT 40	受付印
	補正先 部店・担当店　コード		代理店名 福祉保険サービス	コード J9116	

加入手続き時の内容で記入してください。

※保険料(掛金)の追加計算式を記入します。

保険料(掛金)の変更は変更するプラン毎に、下記の計算式となります。

●追加の場合
(変更後の年額保険料ー変更前の年額保険料)×残月数／12＝追加保険料
(円位四捨五入)

③異動等の手続き

②異動通知書記載例(返戻の場合)

社会福祉法人□□会

●4月1日加入時、プラン2-③に48名(2台)・1口で加入していたが、8月1日付で減車し、24名(1台)・1口となる場合

保険料(掛金)が返戻となる場合に記入してください。

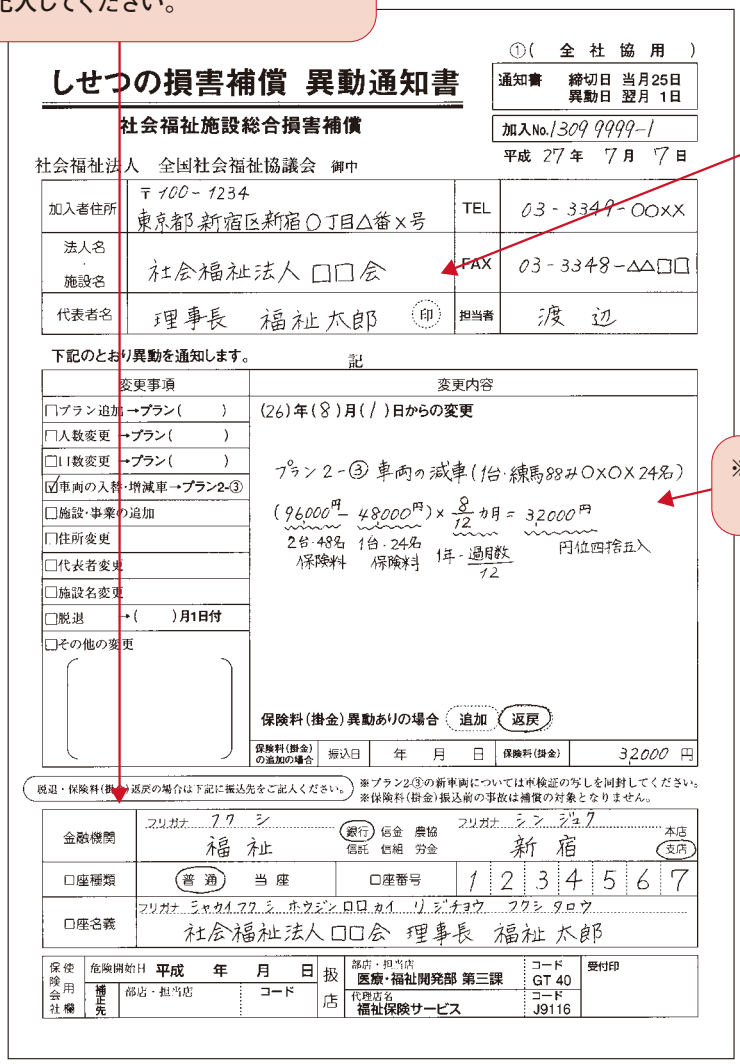

しせつの損害補償 異動通知書

社会福祉施設総合損害補償

①(全 社 協 用)

通知書 締切日 当月25日 異動日 翌月 1日

加入No. 309 9999-1

平成 27 年 7 月 7 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 御中

加入者住所	〒100-1234 東京都新宿区新宿○丁目△番×号	TEL	03-3349-○○××
法人名・施設名	社会福祉法人 □□会	FAX	03-3348-△△□□
代表者名	理事長 福祉 太郎 印	担当者	渡 辺

下記のとおり異動を通知します。 記

変更事項	変更内容
□プラン追加→プラン( )	(26)年(8)月(/)日からの変更
□人数変更→プラン( )	
□1口数変更→プラン( )	プラン2-③ 車両の減車(1台・練馬88み○×○×24名)
☑車両の入替・増減車→プラン2-③	(96000円 − 48000円) × 8/12 カ月 = 32000円
□施設・事業の追加	2台・48名 保険料 / 1台・24名 保険料 / 1年・過月数/12 / 円位四捨五入
□住所変更	
□代表者変更	
□施設名変更	
□脱退 →( )月1日付	
□その他の変更	

保険料(掛金)異動ありの場合 追加 返戻

保険料(掛金)の追加の場合	振込日	年 月 日	保険料(掛金)	32000 円

脱退・保険料(掛金)返戻の場合は下記に振込先をご記入ください。 ※プラン2③の新車両については車検証の写しを同封してください。 ※保険料(掛金)振込前の事故は補償の対象となりません。

金融機関	フリガナ フクシ 福祉	(銀行) 信金 農協 信託 信組 労金	フリガナ シンジュク 新宿 本店 (支店)
□座種類	(普通) 当座	□座番号	1 2 3 4 5 6 7
□座名義	フリガナ シャカイフクシホウジン□□カイ リジチョウ フクシ タロウ 社会福祉法人□□会 理事長 福祉 太郎		

保険会社用	危険開始日 平成 年 月 日	扱店	部店・担当店 医療・福祉開発部 第三課	コード GT 40	受付印
	補正先 部店・担当店 コード		代理店名 福祉保険サービス	コード J9116	

加入手続き時の内容で記入してください。

※保険料(掛金)の返戻計算式を記入します。

保険料(掛金)の変更は変更するプラン毎に、下記の計算式となります。

●返戻の場合

(変更前の年額保険料−変更後の年額保険料)×(1年−過月数)／12＝返戻保険料(円位四捨五入)

④インターネットによる保険料（掛金）試算方法

1 ここをクリック

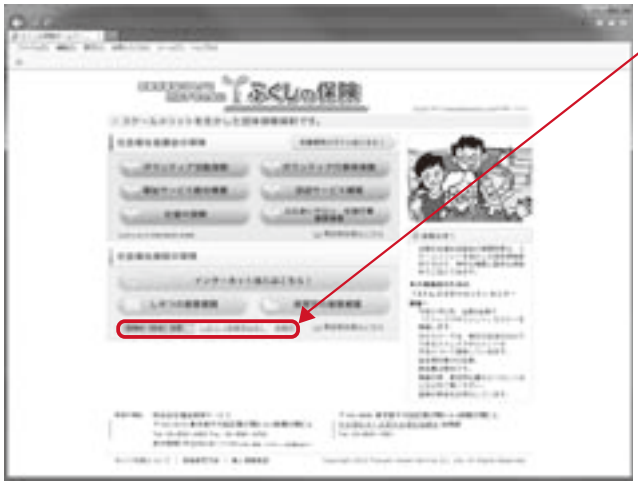

ここをクリック

クリックすると以下の画面に移動します。

2 加入したい内容を入力

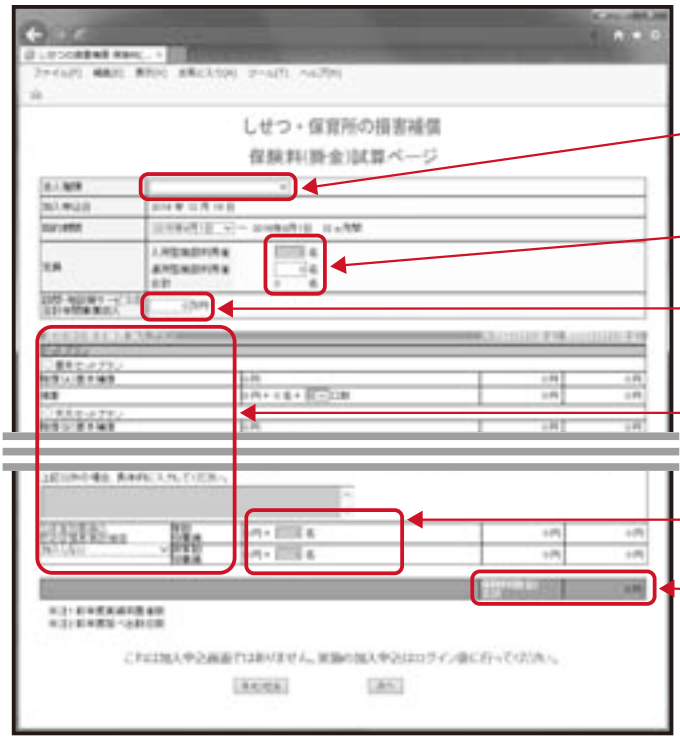

法人種類を選択してください。

定員数を入力してください。

年間事業収入を入力してください。
（定員のない事業分のみ）

各プランの加入の有無を選択してください。

人数や口数を入力してください。

合計金額が表示されます。

3 試算結果からログイン

保険料（掛金）試算結果＆印刷画面の **ログイン画面へ** ボタンをクリックすると加入申込画面に遷移します。

⑤加入者証・異動証の様式

●加入手続き(インターネットまたは加入依頼書での申し込みと保険料のお振込み)が完了次第、加入者証、異動証が以下のイメージにて発送されます。
●4月1日補償開始の場合、2月中にお振り込みをいただいた保育所(法人)には、3月下旬に加入者証を発送します。3月中にお振り込みをいただいた保育所(法人)には、4月下旬に加入者証を送付します。中途加入および契約内容を変更された場合は、加入依頼月の翌月までにお客様宛に加入者証または異動証を送付しますので大切に保管してください。
●加入者証に記載の内容が加入手続き内容と異なる場合は、福祉保険サービスまでご連絡ください。

■平成27年度加入者証イメージ

(記載内容はP.47、48の内容に基づいています。)

社会福祉施設総合損害補償「保育所の損害補償」

加　入　者　証

社会福祉法人全国社会福祉協議会

この度は「社会福祉施設総合損害補償」にご加入いただきまして誠にありがとうございます。この保険は団体契約ですので保険証券はお送りいたしません。本加入者証をもって保険証券に代えさせていただきます。記載事項をお確かめの上保管願います。

証券番号	00103622
加入者番号	13090000-1
パスワード	123456
補償期間※	平成27年 4月 1日から 平成28年 4月 1日まで

加入者名

〒 123-4567
東京都新宿区西新宿○丁目△番×号

社会福祉法人　◎△保育会

理事長　福祉太郎　　様
◎△保育所

加入事業名 / 加入保育所名

○○保育所
一時保育
地域子育て支援拠点事業

セットプラン

保育所業務の補償＋園児の傷害事故補償	基本セット補償	加入　あり	125 名 32,900 円
		園児傷害事故保険	125 名 2 口 217,500 円
	天災セット補償	加入　なし	

プラン1

保育所業務の補償	プラン1－①	加入　なし	
	プラン1－① オプション1 地域子育て支援拠点事業等補償	加入　あり 合計年間事業収入	83 万円 330 円
	プラン1－① オプション2 借用不動産賠償事故補償	加入　あり	1 施設 3,820 円
	プラン1－② 個人情報漏えい対応補償	加入　あり 法人単位加入	B タイプ 125 名 50,350 円
	プラン1－③ 保育所の什器・備品損害補償	加入　なし	

プラン2

保育所利用者の補償	プラン2－① 園児の傷害事故補償	加入　なし	
	プラン2－② 来園者の傷害事故補償	加入　あり	330 名 1 口 1,320 円
	プラン2－③ 送迎車搭乗中の傷害事故補償	加入　あり	2 台 13 名 2 口 52,000 円

プラン3

保育所職員の補償	プラン3－① 保育所職員の労災上乗せ補償	加入　あり	35 名 63,000 円
	プラン3－② 保育所職員の傷害事故補償	加入　あり	1型 8,060 日 2 口 48,360 円
	プラン3－③ 保育所職員の感染症罹患事故補償	加入　あり	常勤　25 名 非常勤　10 名 9,300 円

合計保険料(掛金)	478,880 円
加入者証作成日	平成27年3月31日
加入者証作成地	東京都

※事故が発生した場合には、速やかに損害保険ジャパン日本興亜のサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いします。
(連絡先は「保育所の損害補償のご引」をご参照ください。)

※「保育所の損害補償」は月単位の加入となりますので、補償開始日は各月1日で表示されています。ただし、保険料送金日の翌日以降の補償開始となりますので、ご注意ください。(4月1日補償開始で支払猶予を申請された場合を除きます。)

<引受幹事保険会社>
東京都新宿区西新宿1−26−1
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
取締役社長　二宮　雅也

<共同保険引受会社>
エース損害保険株式会社　東京海上日動火災保険株式会社

記載内容をご確認ください。
内容に誤りがある場合は、福祉保険サービスまでご連絡ください。

■平成27年度異動証イメージ

（記載内容はP.50の内容に基づいています。）

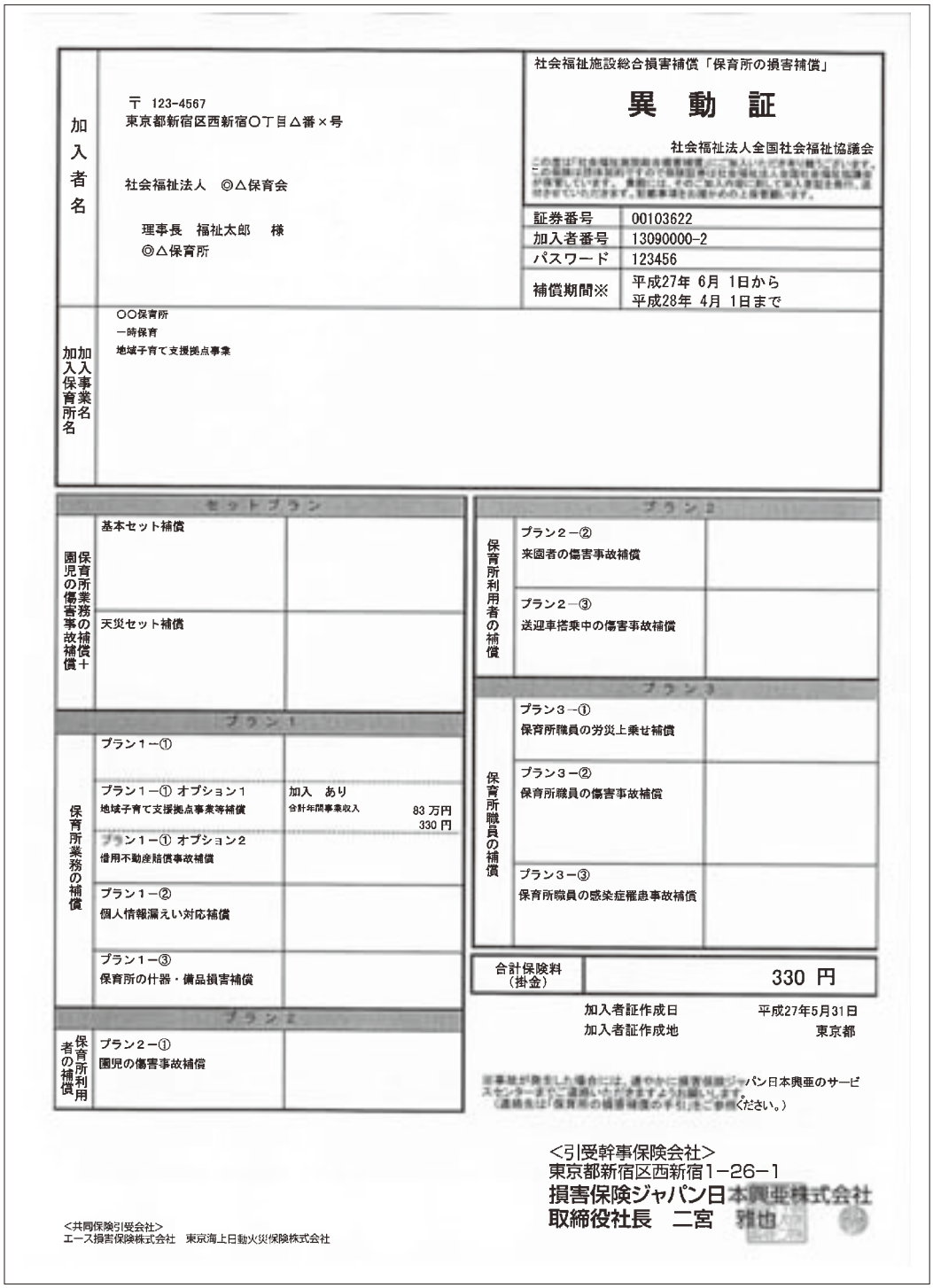

社会福祉施設総合損害補償「保育所の損害補償」

異　動　証

社会福祉法人全国社会福祉協議会

この証は「社会福祉施設総合損害補償」に加入されていることを証します。この証明は団体契約下の保険証券ではありません。

〒 123-4567
東京都新宿区西新宿〇丁目△番×号

社会福祉法人　◎△保育会

理事長　福祉太郎　　様
◎△保育所

証券番号	00103622
加入者番号	13090000-2
パスワード	123456
補償期間※	平成27年 6月 1日から 平成28年 4月 1日まで

加入事業名
加入保育所名

〇〇保育所
一時保育
地域子育て支援拠点事業

セットプラン		
保育所業務の補償＋園児の傷害事故補償	基本セット補償	
	天災セット補償	
プラン1		
保育所業務の補償	プラン1－①	
	プラン1－① オプション1 地域子育て支援拠点事業等補償	加入　あり 合計年間事業収入　83 万円 330 円
	プラン1－① オプション2 借用不動産賠償事故補償	
	プラン1－② 個人情報漏えい対応補償	
	プラン1－③ 保育所の什器・備品損害補償	
プラン2		
保育所利用者の補償	プラン2－① 園児の傷害事故補償	
	プラン2－② 来園者の傷害事故補償	
	プラン2－③ 送迎車搭乗中の傷害事故補償	
プラン3		
保育所職員の補償	プラン3－① 保育所職員の労災上乗せ補償	
	プラン3－② 保育所職員の傷害事故補償	
	プラン3－③ 保育所職員の感染症罹患事故補償	

合計保険料（掛金）	330 円
加入者証作成日	平成27年5月31日
加入者証作成地	東京都

事故が発生した場合には、速やかに損害保険ジャパン日本興亜のサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いします。
（連絡先は「保育所の損害補償のご手引」をご参照ください。）

<引受幹事保険会社>
東京都新宿区西新宿1−26−1
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
取締役社長　二宮　雅也

<共同保険引受会社>
エース損害保険株式会社　東京海上日動火災保険株式会社

変更した分のみの内容が記載されています。
内容に誤りがある場合は、福祉保険サービスまでご連絡ください。

契約概要と注意喚起情報

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下、同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

1 【保育所利用者の補償】（プラン2－①②③）
【保育所職員の補償】（プラン3－②）　のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
■保険契約者：社会福祉法人全国社会福祉協議会
■保険期間：平成27年4月1日午後4時から1年間となります。（継続加入の場合）
※新規加入の場合には、平成27年4月1日午前0時から平成28年4月1日午後4時まで1年間となります。
※保険期間の中途での加入は、随時受付しております。その場合の保険期間は、翌月1日または加入依頼書の送付および保険料（掛金）を送金いただいた翌日午前0時から平成28年4月1日午後4時までとなります。
※プラン2―②「来園者の傷害事故補償」につきましては、継続・新規にかかわらず、保険期間は平成27年4月1日午前0時から平成28年3月31日午後12時までとなります。保険期間の中途でのご加入は随時受付しております。
その場合の保険期間は、翌月1日または加入依頼書の送付および保険料（掛金）を送金いただいた翌日午前0時から平成28年3月31日午後12時までとなります。
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等　：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者：全国社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会（各種別協議会など）の会員である社会福祉施設
●被保険者：【保育所利用者の補償】（プラン2―①②③）2―①②園児または来園者、2―③は特定自動車報告票に記載した車に搭乗される方
【保育所職員の補償】（プラン3―②）保育所・臨時雇用職員・実習生・業務補助者（加入型によって変わりますので、詳細はパンフレットをご確認ください。）
●お支払方法：郵便局または銀行からのお振込み（一括払）
●お手続方法：パンフレットの「取扱要領（加入手続き、内容）」に記載しておりますのでご確認ください。ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、所定の「異動通知書」にてご通知ください。
●【施設職員の補償】（プラン3―②）のご加入人数が2名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

（1）保険金をお支払いする主な場合
被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(注1)（以下「事故」といいます。）によりケガ(注2)をされた場合に、下記の「傷害」保険金をお支払いします。

（注1）「急激かつ偶然な外来の事故」とは以下のとおりとなります。
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
※次のようなケースは、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ　など

（注2）ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。

【保育所利用者の傷害事故補償】（プラン2―①）の「園児の傷害事故補償」は、保育所施設内および施設の管理下中（自宅と施設の往復途中などを含みます。）の事故が対象となります。また、「来園者傷害事故補償」については、保育所の業務（サービス）参加中（自宅と施設の往復途中は含みません。）の事故が対象となります。細菌性食中毒、ウイルス性食中毒（ノロウイルスは経口感染に限る）および熱中症（日射病、熱射病）も補償対象となります。
【園児送迎車搭乗中の傷害事故補償】（プラン2―③）は、「特定自動車報告票」に記載の車に搭乗中の事故が対象になります。
【保育所職員の補償】（プラン3―②）は、業務従事中（自宅と勤務先の往復途中を含みます。）の事故が対象となります。細菌性食中毒、ウイルス性食中毒（ノロウイルスは経口感染に限る）および熱中症（日射病、熱射病）も補償対象となります。
●保険期間（責任）開始前に発生した事故による傷害は、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の４％～100％をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額× 入院日数（事故の発生の日から180日以内）
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 ×通院日数 （事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

＜用語のご説明＞

【先進医療】
病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
（http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）

【治療】
医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

【通院】
病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

【入院】
自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

①故意または重大な過失
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
④脳疾患、疾病または心神喪失
（脳疾患・疾病等をお持ちであっても、脳疾患・疾病等とは直接関係ない平常時の事故は対象となります。）
⑤妊娠、出産、早産または流産
⑥外科的手術その他の医療処置
⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(注1)を除きます。）、核燃料物質などによるもの
⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症(注2)」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
⑨自動車、原動機付自転車などによる競技・競争・興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
⑩地震、噴火またはこれらによる津波
（天災危険補償特約をセットしない場合）
⑪ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故

など

（注1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
（注2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1．クーリングオフ

この保険は社会福祉法人全国社会福祉協議会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2．ご加入時における注意事項（告知義務等）

（1）加入依頼書のご記入にあたっての注意点

・加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
・ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務
★被保険者の人数
★他の保険契約等(※)

（※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

・口頭でお話しまたは資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
・保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、

被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入時における留意事項（通知義務等）

(1) 職業または職務を変更された場合

・加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

・この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。

このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(2) 被保険者の人数が変更となる場合

・被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。

・ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(3) 住所または通知先を変更された場合

・加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

(4) 上記以外のご加入内容の変更を希望される場合

・ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

〈被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について〉

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

4. 事故がおきた場合の取扱い

・事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。

事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

・保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書　など
③	傷害の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害に関する事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、診察券（写）、治療費領収書、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　　など

（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

・左記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ケガをされた場合等は、この保険金以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

5. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成27年4月1日午後4時から始まります。（継続加入の場合）

※新規加入の場合は平成27年4月1日午前0時から始まります。

※中途加入の場合は、翌月1日または加入依頼書の送付および保険料（掛金）を送金いただいた翌日午前0時に保険責任が始まります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、福祉保険サービスにご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は損害保険会社3社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損保ジャパン日本興亜は幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社は以下のとおりです。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社　　（幹事会社）
エース損害保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（http://www.sjnk.co.jp/）に掲載の個人情報保護宣言をご覧

くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1．保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類や保険金をお支払いする場合）
□保険金額（ご契約金額）
□保険期間（保険のご契約期間）
□保険料・お支払方法（保険料払込方法）・満期返れい金・契約者配当金の有無

2．ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者

※1　オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2　プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。）。
□被保険者の人数は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。
□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

3．お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

2

【保育所業務の補償】
プラン1 －①、プラン1 －①オプション1、プラン1 －①オプション2（賠償責任保険）
プラン1 －②（個人情報取扱事業者賠償責任保険）　プラン1 －③（動産総合保険）
【保育所職員の補償】
プラン3 －①（労働災害総合保険）　プラン3 －③（約定履行費用保険）　　のあらまし（契約概要のご説明）

■この商品(各プラン)の仕組み
プラン1－①、プラン1-①オプション1、プラン1-①オプション2：賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
プラン1－②：業務過誤賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
プラン1－③：動産総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
プラン3－①：労働災害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
プラン3－③：約定履行費用保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。（各プランの詳細は【補償の内容】をご参照ください。）
■保険契約者：社会福祉法人全国社会福祉協議会
■保 険 期 間：平成27年4月1日午後4時から1年間となります。（継続加入の場合）
※新規加入の場合は、平成27年4月1日午前0時から平成28年4月1日午後4時まで1年間となります。
※中途加入の場合は、翌月1日または加入依頼書の送付および保険料（掛金）を送金いただいた翌日午前0時に保険責任が始まります。
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者：全国社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会(各種別協議会)の会員である社会福祉施設。児童福祉法に基づき認可された保育所を運営している社会福祉法人等で、全国社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会（各種別協議会等）の会員であれば加入できます。認可外保育所は加入できません。
※会員の内容についてのお問い合わせは、福祉保険サービスまでご連絡ください。
●被 保 険 者：社会福祉施設、施設職員（役員を含みます。）など（プランごとに異なるため、詳細はパンフレットをご参照ください。）
●お支払方法：郵便局または銀行からのお振込み（一括払）
●お手続方法：パンフレットの「取扱要領（加入手続き、内容）」に記載しておりますので、ご確認ください。
●中 途 脱 退：この保険から脱退（解約）される場合は、所定の「異動通知書」にてご通知ください。
●ご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。

【補償の内容（保険金をお支払いできる場合とできない主な場合）】

1．賠償責任保険の概要

・賠償責任保険は、被保険者（保険の補償を受けられる方）が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
（注1）お支払いする保険金は、適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。
（注2）プラン1－①およびプラン1－①オプション1、プラン1－①オプション2については、保険期間の開始前に発生した事故による損害に対して、保険金をお支払いできません。
・賠償責任保険（被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
・賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項等によって構成されています。
（注）賠償責任保険普通保険約款以外の普通保険約款については、そのご契約に適用される約款（普通保険約款、特約条項等）、パンフレット等をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

2．保険金をお支払いする主な場合

＜1＞賠償責任保険
・基本セット補償、天災セット補償、プラン1－①　基本補償、

プラン1ー①オプション1　地域子育て支援拠点事業等補償
⇒パンフレットの12、13ページをご参照ください。
プラン1ー①オプション2　保育所の借用不動産賠償事故補償
⇒パンフレットの14ページをご参照ください。

＜2＞個人情報取扱事業者賠償責任保険
・プラン1ー②　個人情報漏えい対応補償
⇒パンフレットの15ページをご参照ください。

＜3＞動産総合保険
・プラン1ー③　保育所の什器・備品損害補償
⇒パンフレットの19ページをご参照ください。

＜4＞労働災害総合保険
・プラン3ー①　保育所職員の労災上乗せ補償
⇒パンフレットの27ページをご参照ください。

＜5＞約定履行費用保険
・プラン3ー③　保育所職員の感染症罹患事故補償
⇒パンフレットの31、32ページをご参照ください。

3．保険金をお支払いできない主な場合

・この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。
詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。

＜1＞賠償責任保険
・プラン1ー①　基本補償、
プラン1ー①オプション1　地域子育て支援拠点事業等補償
⇒パンフレットの12、13ページをご参照ください。
プラン1ー①オプション2　保育所の借用不動産賠償事故補償
⇒パンフレットの14ページをご参照ください。

＜2＞個人情報取扱事業者賠償責任保険
・プラン1ー②　個人情報漏えい対応補償
⇒パンフレットの15ページをご参照ください。

＜3＞動産総合保険
・プラン1ー③　保育所の什器・備品損害補償
⇒パンフレットの19ページをご参照ください。

＜4＞労働災害総合保険
・プラン3ー①　保育所職員の労災上乗せ補償
⇒パンフレットの27ページをご参照ください。

＜5＞約定履行費用保険
・プラン3ー③　保育所職員の感染症罹患事故補償
⇒パンフレットの31、32ページをご参照ください。

【ご加入に際して特にご注意いただきたいこと】

1．保険適用地域

・この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
・この保険契約について損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

2．示談代行

（賠償責任保険・個人情報取扱事業者賠償責任保険）
・被保険者（保険の補償を受けられる）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。
・この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

3．示談交渉

（賠償責任保険・個人情報取扱事業者賠償責任保険）
・示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4．確定精算省略

・この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における保険料算出基礎（定員数、年間事業収入、職員数）となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。
・契約締結時の保険料算出基礎数字（定員数、年間事業収入、職員数）につきましては、正確に申告をお願いします。

5．加入依頼書の記載内容の確認

・ご契約の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
・保険料算出の基礎となる定員数、年間事業収入、職員数などお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
・保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

6．告知義務（ご契約締結時における注意事項）

＜1＞保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞
■加入依頼書および付属書類の記載事項すべて
※加入依頼書にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

＜2＞保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項
①記名被保険者
②業務内容
③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
④その他加入者証記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

7．通知義務（ご契約締結後における注意点）

＜1＞保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

（1）次のような場合には、あらかじめ（注）取扱代理店までご通知ください。
■加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。

＜2＞以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。
■ご契約者の住所などを変更される場合

＜3＞ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

＜4＞重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

8．事故が起きた場合の取り扱い

・万一事故が発生した場合は、以下を行ってください。保険契約者ま

たは被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いて支払いを行う場合があります。

＜1＞以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

(1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

(2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

(3) 損害賠償の請求の内容

＜2＞他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

＜3＞損害の発生および拡大の防止に努めてください。

＜4＞損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

＜5＞損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。

＜6＞他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

＜7＞上記の＜1＞～＜6＞のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

・損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査 ②専門機関による鑑定結果の照会
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

・賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

・被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

・保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票　等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、政府労災保険等の給付請求書(写)、政府労災保険等の支給決定通知書(写)　等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 ・修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、取扱説明書、損益計算書　等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 ・診断書(死亡診断書)、入院通院申告書、所得を証明する書類、死体検案書、休業損害証明書、治療費領収書、源泉徴収票、法定外補償規定(災害補償規定)(写)、補償金受領書　等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書、保証書　等
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書　等
⑥	被保険者が損害賠償責任と負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書　等
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書　等
⑧	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

9. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は損害保険会社3社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損保ジャパン日本興亜は幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社は以下のとおりです。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社　　(幹事会社)
エース損害保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

10. 保険会社破綻時の取扱い

・引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

・この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

・補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

・なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

11. 保険の対象の譲渡について

(プラン1-③保育所の什器・備品損害補償のみ)

・保険の対象が譲渡された場合、その保険の対象にかかる保険契約は失効となるため、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。

●指定紛争解決機関

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】
〔ナビダイヤル〕0570-022808〈通話料有料〉
PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間　平日:午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
インターネットホームページアドレス　http://www.sonpo.or.jp/

お問合せ先

●取扱代理店
●団体契約者
●引受保険会社
} 最終ページをご参照ください。

●事故が起こった場合は、ただちに各都道府県の損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課までご連絡ください。
各都道府県の保険金サービス課の連絡先はパンフレット(手引)のP.64に記載されています。
事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。
＜受付時間＞平日／午後5時～翌日午前9時　土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)／24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。
【事故サポートセンター】　0120-727-110

事故発生時の対応

事故が発生した場合は、応急措置など必要な初期対応を行い、速やかに以下の手続きをお取りください。

※事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください

❶ 事故報告書の記入をお願いします。

66ページの事故報告書をコピーのうえ、ご記入ください。
右下段に保育所住所・保育所名・保育園長名をご記入のうえ、必ず公印を押印してください。
保育所専用の事故報告書がある場合は、そちらもご添付ください。

❷ 損保ジャパン日本興亜に事故報告書をFAXしてください。

64ページの最寄りの損保ジャパン日本興亜担当保険金サービス課に事故報告書をFAXしてください。（事故報告書の原本は別途郵送願います。）

❸ 損保ジャパン日本興亜の担当者に電話でご連絡ください。

FAX後、損保ジャパン日本興亜担当保険金サービス課にご連絡ください。損保ジャパン日本興亜の担当者が、事故報告書をもとに事故の状況などを確認させていただき、適切なアドバイスおよび保険金請求のためのご案内をいたします。特にセットプランまたはプラン1（施設に賠償責任が発生する可能性があると思われる場合）については、その対応につき損保ジャパン日本興亜と十分ご相談ください。

❹ 損保ジャパン日本興亜に保険金請求書類を提出してください。

保険金請求書類をご送付させていただきますので必要事項をご記入のうえご提出ください。

❺ ご提出いただいた保険金請求書類を確認させていただき不備がなければ保険金をお支払いいたします。

＜各プラン別のお支払いまでの流れ＞

●保育所に管理責任のある賠償事故の場合

セットプラン、プラン1ー①、プラン1ー① オプション1、オプション2

損保ジャパン日本興亜に連絡する前に過失（ミス）を認めたり、賠償金を払いますといった発言をせず、「専門の人に相談する旨」お話しください。管理責任が発生するか否か不明の場合も同様です。保険金は保育所管理者(注)にお支払いします。

※事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、保育所で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。（この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。）事前に、損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に対して支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

（注）保育所に賠償責任保険金をお支払いするには、保育所が相手の方へ賠償責任保険金を支払った後か、相手の方の承諾を得ることが必要となります。（各種見舞費用保険金は対象ではありません。）

●個人情報漏えい事故の場合

プラン1ー②

事故が発生した場合、事故原因および事故状況を事故報告書にご記入いただき、遅滞なく損保ジャパン日本興亜にご連絡ください。保険金は保育所管理者(注)にお支払いします。

（注）保育所に賠償責任保険金をお支払いするには、保育所が相手の方へ賠償責任保険金を支払った後か、相手の方の承諾を得ることが必要となります。（各種見舞費用保険金は対象ではありません。）

●什器・備品の事故の場合

プラン1ー③

損害を受けた什器・備品は損保ジャパン日本興亜からの連絡を受けたうえで、修理や処分をするようにしてください。

什器・備品の被害状況を保険会社が確認した上で修理費などをお支払いします。

※盗難の場合は盗難届証明書、火災の場合は罹災証明書をご用意ください。

●傷害事故の場合

セットプラン、プラン2ー①、②、③、プラン3ー②

請求書類はケガをされたご本人からいただきます。保険金は保険会社からケガをされたご本人に直接支払われます。

その際に、所定の手続きを経て、損保ジャパン日本興亜から施設に対しても金額・振込日をご連絡いたします。

また、保育所外や往復途上における交通事故でのケガについては、警察が発行した交通事故証明書をご用意ください。

●労災事故の場合

プラン3ー①

まず、所轄の労働基準監督署に届出していただきます。その認定に従って、保育所管理者に保険金をお支払いし、保育所管理者から職員またはその遺族に補償金としてお支払いいただきます。労働基準監督署に提出した書類の写しが必要となりますので必ず（控）をお取りください。

※被災職員またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。

●感染症事故の場合

プラン3ー③

請求書類は保育所からご提出いただきます。感染が判明したときまたは感染症が発症したときは、給付金額の決定の前に、補償金の給付の可否等も、遅滞なく損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。

■保険制度（商品内容等）に関するお問合せ一覧（損保ジャパン日本興亜　営業店一覧）

土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受付しています。

下表は、平成26年11月末現在のものです。今後変更になる場合がありますので、その際は、ご加入の施設（法人）へ個別にご連絡させていただきます。

都道府県	担当営業店	郵便番号	所在地	代表電話番号	FAX番号
北海道	札幌法人営業部営業第一課	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2	011-281-6144	011-210-6308
青森	青森支店青森中央支社	030-0801	青森市新町1-1-14	017-773-4411	017-777-0505
岩手	岩手支店盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-11-17	019-653-4141	019-653-3427
宮城	仙台支店法人第一支社	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35	022-298-1352	022-298-2271
秋田	秋田支店法人支社	010-0921	秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル 2F	018-862-4463	018-864-8538
山形	山形支店山形支社	990-0023	山形市松波1-1-1	023-623-7030	023-633-0350
福島	福島支店福島支社	960-8105	福島市仲間町9-16 日産第2ビル 4F	024-523-1310	024-523-4717
茨城	茨城支店法人支社	310-0021	水戸市南町2-4-46	029-231-8043	029-221-8047
栃木	栃木支店宇都宮支社	320-0811	宇都宮市大通り1-1-11	028-627-8061	028-627-0032
群馬	群馬支店法人支社	371-0023	前橋市本町1-4-4	027-223-5111	027-243-6153
埼玉	埼玉支店埼玉中央支社	330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-285-2	048-648-6010	048-648-6011
千葉	千葉支店法人支社	260-0026	千葉市中央区千葉港8-4	043-243-3086	043-243-3064
東京	医療・福祉開発部第三課	100-8965	千代田区霞が関3-7-3	03-3593-6824	03-3593-5369
神奈川	横浜支店営業第三課	231-0007	横浜市中区弁天通5-70	045-201-6720	045-662-6859
新潟	新潟支店法人支社	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33	025-244-5181	025-244-5177
富山	富山支店富山支社	930-0029	富山市本町3-21	076-441-3367	076-433-6422
石川	金沢支店金沢支社	920-8558	金沢市香林坊1-2-21	076-262-2507	076-232-1195
福井	福井支店福井支社	910-8528	福井市中央3-6-2	0776-24-0214	0776-24-0274
山梨	山梨支店甲府支社	400-0858	甲府市相生1-4-23	055-237-7332	055-233-5180
長野	長野支店長野支社	380-0816	長野市三輪武井1313-11	026-235-8126	026-235-8064
岐阜	岐阜支店法人支社	500-8666	岐阜市都通4-8	058-253-9700	058-253-9715
静岡	静岡支店静岡支社	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア 2F	054-254-1281	054-254-0188
愛知	名古屋企業営業部金融公務室	460-8536	名古屋市中区錦1-16-20 グリーンビルディング 9F	052-231-9220	052-231-9224
三重	三重支店津支社	514-0004	津市栄町3-115 損保ジャパン日本興亜津ビル 6F	059-226-3011	059-228-4397
滋賀	滋賀支店営業課	520-0806	大津市打出浜3-20	077-523-3185	077-522-2078
京都	京都支店京都支社	604-8152	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671	075-252-3033	075-252-8677
大阪	大阪金融公務部第一課	550-0002	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-1050	06-6449-1388
兵庫	神戸支店法人第一支社	650-8501	神戸市中央区栄町通3-3-17	078-333-2595	078-333-2674
奈良	奈良支店奈良支社	630-8115	奈良市大宮町6-2-8	0742-34-9111	0742-34-9779
和歌山	和歌山支店法人支社	640-8331	和歌山市美園町3-32-1	073-433-0400	073-431-3479
鳥取	山陰支店鳥取支社	680-0822	鳥取市今町2-112 アクティ日ノ丸総本社ビル 2F	0857-23-3301	0857-27-1510
島根	山陰支店松江支社	690-0007	松江市御手船場町549-1	0852-21-9700	0852-27-7841
岡山	岡山支店岡山中央支社	700-0913	岡山市北区大供1-2-10	086-225-1069	086-233-6041
広島	広島支店法人第二支社	730-8712	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング 9F	082-243-6559	082-243-6170
山口	山口支店山口支社	753-0076	山口市泉都町7-11	083-924-3548	083-923-8332
徳島	徳島支店徳島支社	770-0939	徳島市かちどき橋1-25	088-655-9611	088-622-9656
香川	高松支店法人支社	760-0027	高松市紺屋町1-6	087-825-0915	087-825-0910
愛媛	愛媛支店法人支社	790-0011	松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟ビル 5F	089-943-1917	089-933-9582
高知	高知支店高知支社	780-0870	高知市本町2-1-6	088-822-6202	088-822-5363
福岡	福岡支店営業第一課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	092-481-5310	092-414-9871
佐賀	佐賀支店佐賀支社	840-0804	佐賀市神野東1-3-18	0952-23-8171	0952-23-0394
長崎	長崎支店法人支社	850-0033	長崎市万才町3-16	095-826-7290	095-821-8889
熊本	熊本支店熊本中央支社	860-8526	熊本市中央区花畑町10-26	096-326-1820	096-326-9203
大分	大分支店大分中央支社	870-0027	大分市末広町2-10-22	097-534-7082	097-538-8993
宮崎	宮崎支店宮崎中央支社	880-0805	宮崎市橘通東5-3-10	0985-27-7112	0985-25-2178
鹿児島	鹿児島支店法人支社	890-0053	鹿児島市中央町11番地 鹿児島中央ターミナルビル 6F	099-812-7504	099-251-1025
沖縄	沖縄支店法人支社	900-0015	那覇市久茂地3-21-1 國場ビル 1F	098-861-4577	098-864-1580
共通	株式会社福祉保険サービス			03-3581-4667	03-3581-4763

■事故報告送付先・事故に関するお問合せ一覧（損保ジャパン日本興亜　保険金サービス課（サービスセンター）一覧）

各サービスセンターでは土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受付しています。

下表は、平成26年11月末現在のものです。今後変更になる場合がありますので、その際は、ご加入の施設（法人）へ個別にご連絡させていただきます。

都道府県	事故担当保険金サービス課	郵便番号	所在地	代表電話番号	FAX番号
北海道	北海道火災新種保険金サービス課	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2	011-222-4011	011-251-5894
青森	青森保険金サービス課	030-0801	青森市新町1-1-14	017-773-2711	017-773-4420
岩手	盛岡保険金サービス課	020-0021	盛岡市中央通2-11-17	019-653-4145	019-653-2687
宮城	仙台火災新種保険金サービス課	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35	022-298-2280	022-298-2290
秋田	秋田保険金サービス第一課	010-0921	秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル 4F	018-862-8434	018-863-7924
山形	山形保険金サービス第一課	990-0023	山形市松波1-1-1	023-624-1735	023-625-0020
福島	郡山保険金サービス第一課	963-8878	郡山市堤下町9-4 シゲキ郡山ビル 4F	024-922-2614	024-922-2458
茨城	茨城火災新種保険金サービス課	310-0021	水戸市南町2-4-46	029-302-5161	029-231-8354
栃木	栃木火災新種保険金サービス課	320-0807	宇都宮市松が峰1-3-16	028-633-7431	028-633-7456
群馬	群馬火災新種保険金サービス課	371-0023	前橋市本町2-11-2 富士オートビル 7F	027-223-5120	027-243-6154
埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-82-1	048-648-6016	048-647-5869
千葉	千葉火災新種保険金サービス課	260-8560	千葉市中央区鶴沢町20-16 ユニバース千葉ビル 2F	043-221-2183	043-225-7406
東京	団体保険金サービス課	164-8608	中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス 4F	03-5913-3955	03-3385-3685
神奈川	神奈川火災新種保険金サービス課	231-8422	横浜市中区本町2-12	045-661-2626	045-201-2061
新潟	新潟火災新種保険金サービス課	950-8511	新潟市中央区東大通2-2-18 タチバナビル 3F	025-244-5191	025-244-8130
富山	富山保険金サービス第一課	930-0029	富山市本町3-21	076-441-3375	076-433-2050
石川	金沢火災新種保険金サービス課	920-8558	金沢市香林坊1-2-21	076-232-2434	076-232-2193
福井	福井保険金サービス第一課	910-8528	福井市中央3-6-2	0776-21-6128	0776-21-6074
山梨	山梨保険金サービス第二課	400-0031	甲府市丸の内1-12-4	055-237-7289	055-237-7323
長野	長野保険金サービス課	380-0824	長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル 6F	026-228-7311	026-228-7341
	松本保険金サービス第一課	390-0874	松本市大手3-4-5 明治安田生命松本大手ビル 2F	0263-33-3114	0263-34-6251
岐阜	岐阜火災新種保険金サービス課	500-8685	岐阜市金町5-20	058-266-8361	058-264-7614
静岡	静岡火災新種保険金サービス課	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア 10F	054-254-1291	054-254-3529
愛知	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	052-953-3911	052-953-3691
三重	三重火災新種保険金サービス課	514-0004	津市栄町3-115	059-226-4996	059-226-1838
滋賀	大津保険金サービス第一課	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル 6F	077-524-2044	077-523-4740
京都	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	075-343-6717	075-343-6727
大阪	大阪火災新種保険金サービス第一課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1 本町南ガーデンシティ 13F	06-4704-2024	06-4704-2135
兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	650-0023	神戸市中央区栄町通4-2-16	078-371-1017	078-371-1026
奈良	奈良保険金サービス第一課	630-8115	奈良市大宮町4-281 新大宮センタービルディング 4F	0742-32-3087	0742-32-3060
和歌山	和歌山保険金サービス第一課	640-8331	和歌山県和歌山市美園町3-32-1	073-433-0491	073-423-3105
鳥取	米子保険金サービス課	683-0805	米子市西福原2-1-1 YNT第10ビル 2F	0859-33-7660	0859-22-0529
島根	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1	0852-21-9755	0852-21-8970
岡山	岡山火災新種保険金サービス課	700-0913	岡山市北区大供1-2-10	086-232-3665	086-223-1565
広島	広島火災新種保険金サービス課	730-8710	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル 10F	082-243-6364	082-243-6147
山口	下関保険金サービス課	750-0018	下関市豊前田町2-8-10	083-231-6682	083-224-0231
徳島	徳島保険金サービス課	770-8525	徳島市かちどき橋1-25	088-655-9622	088-625-6831
香川	高松火災新種保険金サービス課	760-0056	高松市中新町2-8	087-833-3273	087-833-3319
愛媛	松山火災新種保険金サービス課	790-0011	松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟ビル 6F	089-946-0044	089-932-0121
高知	高知保険金サービス課	780-0822	高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル 7F	088-880-5056	088-880-5070
福岡	福岡火災新種保険金サービス課	810-8666	福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-5602	092-272-5600
佐賀	久留米火災新種保険金サービス課	830-0035	久留米市東和町5-4 弥永ビル 5F	0942-31-3215	0942-31-3235
長崎	長崎保険金サービス課	850-0032	長崎市興善町2-24 長崎第一生命ビルディング 2F	095-821-0090	095-821-2566
熊本	熊本火災新種保険金サービス課	860-8526	熊本市中央区花畑町10-26	096-326-9020	096-322-3990
大分	大分保険金サービス第一課	870-0027	大分市末広町2-10-22	097-538-1586	097-532-9847
宮崎	宮崎保険金サービス第一課	880-0805	宮崎市橘通東5-3-10	0985-27-7116	0985-28-1737
鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	890-0053	鹿児島市中央町11番地 鹿児島中央ターミナルビル 5F	099-812-7512	099-251-1124
沖縄	沖縄保険金サービス課	900-0015	那覇市久茂地3-21-1 國場ビル 5F	098-862-2091	098-868-9239

※佐賀県唐津市、東松浦郡玄界町は福岡火新センターが担当となります。

※24時間365日事故サポートセンターでは受付をしております。
0120－727－110（通話料無料）

MEMO

損害保険ジャパン日本興亜㈱ 御中

本様式をコピーしてご使用ください

『保育所の損害補償』事故報告書兼傷害事故証明書

（社会福祉施設総合損害補償）

今回発生した事故について、次のとおり報告いたします。
また、本件事故について、損害を受けた財物の所有者・利用者等（以下「相手方」といいます。）の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。
1．貴社が保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2．貴社が上記1．の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

加 入 No.		加 入 プラン	セットプラン 基本 天災 プラン1 1 基本 オプション 1 2 2 個人情報漏えい 3 什器・備品 プラン2 1 園児 2 来園者 3 送迎車 プラン3 1 労災上乗せ 2 職員傷害 3 感染症
種別コード			

保育所名	住所 〒 保育所名	電話 担当者	役職 □園長 □事務長 □一般職員 □その他（ ）
保険期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
事故日時	平成 年 月 日 午前 午後 時頃	事故場所	
受傷者（財物損壊の場合は財物の所有者）	住所 〒 フリガナ 氏名 保育所との関係 園児 職員 その他（ ）	☎ （ ） 生年月日 年 月 日	（男・女）
原因状況	□ 別紙事故報告書のとおり（保育所または法人独自の報告書がある場合は添付してください。） 受傷者あるいは所有者からの賠償請求の有無…… 有 無		
受傷内容（財物損壊の程度）	部位（物品名）	程度 入院の有無 □なし（通院のみ） □あり ↓以下の項目についてもわかる範囲でご記入ください。 入院期間 ／ ／ ～ ／ ／ （見込） 手術有無 □なし □あり→ありの場合手術名（ ）	治ゆ見込（修理費の見込額）
病院名	☎	受傷者が未成年 責任無能力者の 場合の保護者後見人等	

（注）特に賠償責任事故の場合は損保ジャパン日本興亜へ事故発生を速やかに電話連絡し、担当社員の指示を受けてください。

保険金請求書類送付先 （プラン2、3の場合は保育所以外へ送付できますので保育所以外の送付を希望される場合は記入してください。） 住所 〒 宛名 ☎	上記事故は 当園内 当園への往復途上中 外出中 地域子育て支援拠点事業等中 にて発生した事故であることを証明いたします。 平成 年 月 日 〔保育所住所〕 〔保育所名〕 〔園長名〕 印
その他連絡事項	

株式会社福祉保険サービスのホームページ上で「保育所の損害補償」の保険料（掛金）の試算が可能です。是非ご利用ください。

ふくしの保険　検索

お問い合わせ先

●取扱代理店　株式会社　福祉保険サービス
〒100-0013　東京都千代田区霞が関3丁目3番2号　新霞が関ビル17F
TEL　03ー3581ー4667　FAX　03ー3581ー4763

●団体契約者　社会福祉法人　全国社会福祉協議会　総務部
〒100-8980　東京都千代田区霞が関3丁目3番2号　新霞が関ビル
TEL　03ー3581ー7851　FAX　03ー3581ー7854

●引受保険会社（幹事会社）　損害保険ジャパン日本興亜株式会社　医療・福祉開発部　第三課
〒100-8965　東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL　03ー3593ー6824　FAX　03ー3593ー5369（受付時間／平日　午前9時から午後5時まで）

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

（非幹事会社）エース損害保険株式会社　東京海上日動火災保険株式会社

●事故が起こった場合は、ただちに各都道府県の損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課までご連絡ください。
各都道府県の保険金サービス課の連絡先はパンフレット（手引）のP.64に記載されています。

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

＜受付時間＞
平日／午後5時～翌日午前9時　土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）／24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

【事故サポートセンター】　**0120-727-110**

（SJNK14-12630　2014. 12. 05）